

令和４年第１回（３月）三郷町議会
定例会・会議録（第１号）

招 集 年 月 日	令 和 ４ 年 ３ 月 ３ 日	
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場	
開 会 （開 議）	令和４年３月３日 午前９時２８分宣告（第１日目）	
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 3番 南 真 紀 5番 先 山 哲 子 7番 木 谷 慎一郎 9番 木口屋 修 三 11番 山 田 勝 男 13番 高 岡 進	2番 久 保 安 正 4番 黒 田 孝 6番 高 田 好 子 8番 澤 美 穂 10番 辰 己 圭 一 12番 伊 藤 勇 二
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 こ ども 未 来 創 造 部 長 環 境 整 備 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	森 宏 範 池 田 朝 博 大 西 孝 浩 加 地 義 之 辰 巳 政 行 坂 田 達 也 水 口 洋 司 渡 瀬 充 規 平 川 貴 治 安 井 規 雄 大 津 和 之

行 政 委 員	選挙管理委員会委員長		田 淵 友 一
	代 表 監 査 委 員		瓜 生 英 明
	公平委員会委員長		伊 東 良 隆
	農 業 委 員 会 会 長		下 村 修
	固定資産評価審査委員会委員長		瀧 川 忠 雄
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長		大 内 美 香
	議 会 事 務 局 主 任		小 村 雄 一
町長提出議案の題目	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	議案第 2 号	令和 3 年度三郷町一般会計補正予算（第 1 0 号）	
	議案第 3 号	令和 3 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）	
	議案第 4 号	令和 3 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	
	議案第 5 号	令和 3 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
	議案第 6 号	令和 3 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
	議案第 7 号	令和 3 年度三郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）	
	議案第 8 号	令和 4 年度三郷町一般会計予算	
	議案第 9 号	令和 4 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	
	議案第 1 0 号	令和 4 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算	
	議案第 1 1 号	令和 4 年度三郷町国民健康保険特別会計予算	
	議案第 1 2 号	令和 4 年度三郷町介護保険特別会計予算	
	議案第 1 3 号	令和 4 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算	
	議案第 1 4 号	令和 4 年度三郷町下水道事業会計予算	
	議案第 1 5 号	令和 4 年度三郷町水道事業会計予算	
	議案第 1 6 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	
	議案第 1 7 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	
	議案第 1 8 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
	議案第 1 9 号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	
	議案第 2 0 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
	議案第 2 1 号	三郷町国民健康保険税条例の一部改正について	
	議案第 2 2 号	西和地域病児保育室設置条例の一部改正について	

	議案第 2 3 号 三郷町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について 議案第 2 4 号 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について 議案第 2 5 号 奈良県広域消防組合規約の変更について 議案第 2 6 号 三郷町道路線の認定について 報告第 1 号 寄附の受け入れについて
議員提出議案の題目	発議第 1 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 2 番 久 保 安 正 3 番 南 真 紀

令和 4 年 第 1 回 (3 月)

三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 3 月 3 日

午前 9 時 2 8 分 開 議

日 程

- | | | |
|------|----------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 4 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 5 | 議案第 2 号 | 令和 3 年度三郷町一般会計補正予算 (第 10 号) |
| 第 6 | 議案第 3 号 | 令和 3 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第 2 号) |
| 第 7 | 議案第 4 号 | 令和 3 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 第 8 | 議案第 5 号 | 令和 3 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 第 9 | 議案第 6 号 | 令和 3 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2
号) |
| 第 10 | 議案第 7 号 | 令和 3 年度三郷町水道事業会計補正予算 (第 2 号) |
| 第 11 | 議案第 8 号 | 令和 4 年度三郷町一般会計予算 |
| 第 12 | 議案第 9 号 | 令和 4 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 第 13 | 議案第 10 号 | 令和 4 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算 |
| 第 14 | 議案第 11 号 | 令和 4 年度三郷町国民健康保険特別会計予算 |
| 第 15 | 議案第 12 号 | 令和 4 年度三郷町介護保険特別会計予算 |
| 第 16 | 議案第 13 号 | 令和 4 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 17 | 議案第 14 号 | 令和 4 年度三郷町下水道事業会計予算 |
| 第 18 | 議案第 15 号 | 令和 4 年度三郷町水道事業会計予算 |
| 第 19 | 議案第 16 号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について |
| 第 20 | 議案第 17 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
改正について |
| 第 21 | 議案第 18 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |

- 第 2 2 議案第 1 9 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 第 2 3 議案第 2 0 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 2 4 議案第 2 1 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 2 5 議案第 2 2 号 西和地域病児保育室設置条例の一部改正について
- 第 2 6 議案第 2 3 号 三郷町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 第 2 7 議案第 2 4 号 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 2 8 議案第 2 5 号 奈良県広域消防組合理約の変更について
- 第 2 9 議案第 2 6 号 三郷町道路線の認定について
- 第 3 0 報告第 1 号 寄附の受け入れについて
- 第 3 1 提案理由の説明
- 第 3 2 発議第 1 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第 3 3 一般質問

開 会 午前 9 時 2 8 分

〔開会宣告〕

議長（高岡 進） 皆さん、おはようございます。

地方自治法第 113 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和 4 年第 1 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（高岡 進） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第 4 号によりまして、令和 4 年第 1 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、2 月 27 日に発生した夕陽ヶ丘の火災は、一家 4 人が亡くられるという大火災となりました。亡くなられた方々には、ご冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、3 月を迎え、徐々にではありますが春の足音が聞こえる季節となりましたが、ご承知のとおり、依然として全国的に新型コロナウイルスの感染者数は高い水準で推移しております。

本町の最新の感染状況を見ますと、3 月 2 日、昨日現在で感染者が累計 1,127 人、感染中の方が 632 人、うち中等症の方が 4 人、また、ワクチン接種につきましては、対象者 1 万 7,468 人中、接種者 7,400 人、接種率が 42.36%となっております。

皆様の不安を取り除き、安心していただくためには、まずは何よりもワクチン接種が重要であることから、本町ではいち早く 3 回目接種の体制を整え、高齢者施設での接種や個別接種を先行実施するとともに、2 月 5 日からは文化センターで大規模接種を実施し、また、3 月 12 日からは 5 歳から 11 歳の接種も始まります。

今後も町民の皆様の安心・安全を最優先に、職員一丸となって全庁体制で進めてまいりたいと考えております。

それでは改めまして、本定例会に提出いたします議案は、諮問案件 2 件、議決

案件 25 件、報告案件 1 件の計 28 件であります。どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（高岡 進） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 127 条の規定により、2 番、久保安正議員、3 番、南真紀議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（高岡 進） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 14 日までの 12 日間にすると思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から、3 月 14 日までの 12 日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） 次に、日程第 3、「諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」から、日程第 30、「報告第 1 号、寄附の受け入れについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。

日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 議案第 2 号 令和 3 年度三郷町一般会計補正予算（第 10 号）

日程第 6 議案第 3 号 令和 3 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 議案第 4 号 令和 3 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 議案第 5 号 令和 3 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 6 号 令和 3 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 0	議案第 7 号	令和 3 年度三郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 8 号	令和 4 年度三郷町一般会計予算
日程第 1 2	議案第 9 号	令和 4 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算
日程第 1 3	議案第 1 0 号	令和 4 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算
日程第 1 4	議案第 1 1 号	令和 4 年度三郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 1 5	議案第 1 2 号	令和 4 年度三郷町介護保険特別会計予算
日程第 1 6	議案第 1 3 号	令和 4 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 1 7	議案第 1 4 号	令和 4 年度三郷町下水道事業会計予算
日程第 1 8	議案第 1 5 号	令和 4 年度三郷町水道事業会計予算
日程第 1 9	議案第 1 6 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部改正について
日程第 2 0	議案第 1 7 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 条例の一部改正について
日程第 2 1	議案第 1 8 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につ いて
日程第 2 2	議案第 1 9 号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改 正について
日程第 2 3	議案第 2 0 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 2 4	議案第 2 1 号	三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 2 5	議案第 2 2 号	西和地域病児保育室設置条例の一部改正について
日程第 2 6	議案第 2 3 号	三郷町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の 一部改正について
日程第 2 7	議案第 2 4 号	三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ いて
日程第 2 8	議案第 2 5 号	奈良県広域消防組合理約の変更について
日程第 2 9	議案第 2 6 号	三郷町道路線の認定について
日程第 3 0	報告第 1 号	寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） 日程第 3 1、ただいま朗読の議案について、提案理由の説明を求

めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました各議案の説明に入ります前に、令和４年度の予算編成方針について、私の所信を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

国内の経済情勢は、新型コロナウイルスの脅威にさらされつつも、全国でワクチンの３回目接種であるブースター接種が進み、雇用・所得環境の改善に加え、コロナ禍で外出を控えることで、冷え込んだ個人消費が回復に回り、潜在成長率を上回る３％程度の成長が期待されているところであります。

一方で、まん延防止等重点措置の延長や、原油価格の高騰をはじめ、さまざまな日用品・食料品などの物価が上昇し、家計を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

このような中、国におきましては、新しい資本主義の実現、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会の実現、デジタル田園都市・国家構想、そして、カーボンニュートラルによるＣＯ₂削減やクリーンエネルギー戦略を推進するため、大胆な投資を行うこととしており、本町におきましても、町民の皆様が、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりの実現のため、町政を推進しているところであります。

さて、改めて昨年を振り返りますと、長期化するコロナ禍で、人々の生活スタイルが大きく変わり、これまでの非日常が日常に変化した年でもありました。本町におきましても、オンライン授業やテレワークによる働き方改革など、今までの当たり前から脱却し、住民の価値観の変化にしっかりと、臨機応変に対応してきたところでございます。また、デジタル化を推進し、職員の業務効率化を図ることで、限られた人員の中にあっても、多岐にわたる行政需要の達成と、さらなる住民サービスの向上を図ってまいりました。

また、昨年３月議会において、「チャレンジ！ゼロカーボンシティＳＡＮＧＯ」宣言を行い、２０５０年までにＣＯ₂排出量実質ゼロを表明し、地球温暖化による環境危機を打破する脱炭素によるグリーン社会の実現を目指すこととしました。

また、重層的支援体制整備事業を中心に、アウトリーチの手法、縦割り行政を打破する脱縦割りによる共生社会の実現、先ほどもご説明いたしましたが、デジタル化による業務効率化で削減された時間を、さらなる住民サービスの向上に努める脱アナログによるデジタル社会の実現、そして、ワクチン接種に全庁体制で

臨む脱コロナを合わせて4脱といたしまして、さまざまな施策を実施してまいりました。

新年度におきましても、新型コロナウイルス感染症を、これ以上拡大させない、また、コロナ禍での新しい生活様式にも柔軟に対応しながら、住民の皆様の不安をなくすことで、安心して生活をしていただけるまちにしていきたいという強い思いを胸に、「輝きと安らぎのあるまち」のさらなる発展を目指してまいります。

そして、これまでの状況も踏まえながら、今後の新しいまちづくりを見据え、官民連携で、民間の活力を最大限に活用した六つの大きな事業が始動または本格稼働いたします。

その六つとは、1、イーストヒルズに、待機児童を解消し子育てしやすいまちを目指すため、新たに誘致した保育園が開園します。また、令和5年度以降となりますが、隣接地に新たに就労支援施設も開設されます。

2、2月9日、奈良学園大学信貴山グラウンドに奈良クラブ、プロサッカーチームでございしますが、この誘致に成功したことを発表しました。また、この誘致で地域活性化の起爆剤とします。

3、年齢、国籍、人種、障がいの有無に関係なく、全ての方がイキイキと遊び、学び、働き、生活し、活躍し、交流する「ボーダレスコミュニティ」の全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」をコンセプトに、奈良学園大学の跡地活用事業に着手します。フューチャー・テクノロジーズのF、サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズのS、共生社会シムバイオティック・ソサエティのSということで、FSS35キャンパスと名づけ、大学生のキャンパスから住民のキャンパスへと変貌を遂げ、次世代型キャンパスに生まれ変わります。

4、かわまちづくり事業として、国と連携し、大和川沿いのJR三郷駅裏側に親水公園を造成し、柏原市と三郷町の境にある立野污水中継ポンプ場横には、日本遺産「龍田古道・亀の瀬」の交流拠点となる川の駅を整備することで、地域を流れる大和川を生かした新しいまちづくりに取り組みます。

5、国へ長年嘆願してきた大和川のしゅんせつ事業が始動し、そのしゅんせつ土を活用して、農業公園信貴山のどか村に地域防災拠点・広域避難所を整備します。このことにより、度々苦しめられてきた大和川の水害も軽減できることとなります。ご承諾いただきましたのどか村関係者の皆様には感謝申し上げます。

6、惣持寺地区では、幾度となく台風・大雨により浸水被害に悩まされてきま

した。この問題に対処するため、内水対策として調整池整備事業が始動しました。また、その上部活用も地域活性化のために検討してまいります。

以上の六つであります。

この6大事業を、令和4年度予算の柱とし、全ての部署が創意工夫を凝らしたさまざまな施策を検討し、編成いたしました令和4年度一般会計予算の規模は、95億8,000万円となり、前年度比11億3,000万円、13.4%の増となったものであります。

それでは、これより新年度予算における主要な施策の内容についてご説明申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと思います。ここからは、先ほどと重複するところがありますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず初めに、SDGsの理念の下、誰一人取り残さない社会の実現に向け、奈良学園大学の跡地に、本町が掲げる将来像である全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の核となるエリアとして、官民連携でFSS35キャンパスを整備いたします。このFSS35キャンパスは、「全員が主人公！みんないきいき！ボーダレスコミュニティFSS35キャンパス」をコンセプトとし、大学生のキャンパスから住民皆さんのキャンパスへと変貌を遂げ、次世代型キャンパスへと生まれ変わります。

また、皆さん、思い出していただきたいのですが、先ほども申しましたけれども、ちょうど1年前でございます。この場所、令和3年3月3日、三郷町ゼロカーボンシティ宣言を行いました。そして、300番目の自治体として認定を受けたわけでございます。三郷町は3にはすごく縁があるものだと感じておるわけでございますが、それで、1年間にわたって、2050年までにCO₂排出量実質ゼロにするためには何をしたらよいかを考えてまいりました。その結果、先ほどのFSS35キャンパスを脱炭素先行地域としてチャレンジし、2030年までにCO₂排出量実質ゼロとし、三郷町内での先駆けにしていきます。それとともに、当エリアをSDGsの3側面となる社会、経済、環境の循環の達成も目指してまいります。

次に、SDGsを行政だけでなく、町内全域で取り組むきっかけづくりにと、若手職員が中心となってアイデアを出してくれました。その内容や目的といたしましては、近年増加傾向にある宅配の再配達を防止することでCO₂削減を図るため、住民の方々につり下げ式宅配ボックスを配布する事業を実施します。この

提案を「みんなで始めるSDGs普及プロジェクト」として展開し、多くの方々にSDGsを知ってもらい、実践していただきたいと考えております。

続きまして、防災対策であります。

過去に幾度となく台風などの大雨の影響で甚大な被害が発生し、浸水被害の常襲地域となっている惣持寺地区への抜本的な対策として、新たに調整池や樋門を整備する経費を計上いたしました。

また、調整池の上部については、自然環境が有する機能を積極的に活用して、地域の魅力や防災・減災等の多様な効果が発揮できるよう、グリーンインフラの手法を取り入れ、新たなまちづくりへの活用方法も検討してまいります。

また、あわせまして、長年、国に要望し続け、本町にとって悲願でありました大和川のしゅんせつ工事が、ついに国で採択され、進められることとなりました。この事業では、しゅんせつ土の処理をどうするか、非常に大きな課題となっておりますりましたが、このたび、信貴山のどこかの全面的な協力を得ることができ、このしゅんせつ土を活用し、信貴山のどこかの有効敷地を拡大するとともに、その敷地に、三郷町だけでなく、隣接する大阪府柏原市、そして平群町の住民の皆様も避難していただける地域防災拠点・広域避難所を整備いたします。

次に、子育て支援の充実であります。

未来を担う子ども達のために、産後6か月までの育児でお困りの母親の支援として、家事などを行う養育支援訪問事業を新たに実施いたします。

また、人の視力は3歳頃までに急速に発達し、一生の視力が決まると言われています。そこで、視力の発達の遅れ、いわゆる弱視を早期に発見し、治療に結びつけるため、3歳6か月健診時に弱視の検査を実施するため屈折検査機器を購入する経費を計上いたしました。

次に、地方創生による雇用の創出を念頭に、引き続き、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」構想及びテレワークのさらなる推進に向けて、奈良サテライトオフィス35の運営経費を計上するとともに、コロナ禍の影響もあり、サテライトオフィスの需要が非常に高いことから、FSS35キャンパス内に第2のサテライトオフィスを開設するとともに、テレワークの推進や遠隔相談アプリの開発などを進めるため、地域BWAテレワーク環境の整備に係る経費を本年度も計上いたしました。

また、女性・高齢者等の雇用促進、NPO法人に対する支援など、農業を主体

とした地域活性化に向けた取り組みに対する関連予算も今年度も計上いたしました。

次に、生活環境対策であります。

昨年の3月議会で表明いたしましたゼロカーボンシティSANGOの実現に向け、地域温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するため、温室効果ガス排出量の将来の推計等の調査を実施するための経費を計上いたしました。

また、町民の皆様の生命や財産を守る上で必要不可欠な防犯設備として、防犯カメラを設置していただける自治会や自主防犯組織等に対しまして、設置費用の一部を補助する経費を本年度も計上するとともに、特殊詐欺防止機能のついた電話機の購入補助も引き続き計上いたしました。

続きまして、健康福祉対策であります。

まずは、コロナウイルスの脅威から住民の皆様の生命と生活を守ることが何よりも最優先であると考え、感染症対策として最も効果的であるワクチン接種を行うための経費を本年度も計上いたしました。

また、障がいや介護・子ども・生活困窮など、複合・複雑化した問題に対する支援を一体的かつ包括的に行うための支援体制として、重層的支援体制整備事業の本格実施に係る経費を計上いたしました。

加えて、家庭のごみ出しが困難な高齢者や障がいをお持ちの方に対し、地域の集積場所までのごみ出しを代行するサービスを新たに実施いたします。

また、今まで取り組んできたフレイル健診を発展させ、さらなる健康寿命の延伸を目指し、計測結果をデータ化し、分析・活用することで、介護予防、フレイル対策、生活習慣病の重症化予防につなげるためのヘルスケア事業を新たに実施いたします。また関連施策として、公園内に健康遊具を設置し、それぞれの公園をウォーキングコースとして周遊できるヘルスロードを整備いたします。あわせて、健康寿命日本一を目指し、各種がん検診受診率のアップを図るための経費も計上いたしました。

続きまして、観光振興対策であります。

令和2年6月に日本遺産認定を受け、大阪府柏原市とともに設立いたしました日本遺産「龍田古道・亀の瀬」推進協議会では、国のかわまちづくり事業と連動し、亀の瀬エリアへの観光の玄関口となる川の駅の整備や、大和川の水運を巡る川下りツアーの検証事業など、柏原市、三郷町の歴史文化遺産を観光に結びつけ

るさまざまな事業を計画しており、協議会への負担金などの経費を本年度も計上いたしました。

また、日本遺産に認定された亀の瀬や龍田古道と合わせ、信貴山地区の観光エリアもパッケージとして活性化させていくため、信貴山地区の観光の起点となる信貴山バス停に新たなトイレを整備する経費を計上いたしました。

続きまして、教育振興であります。

S D G s 未来都市として、次世代を担う子ども達一人ひとりが、これから先の未来のために、自ら考え行動できるよう、S D G s 教育をさらに推進するための経費を計上いたしました。

また、安心して子育てができる環境整備のため、地域B W Aを活用し、発信機を持った児童が通学路上にある受信機を通過すると、保護者や家族に通知が届く、ビーコンを用いた新たな見守りシステムを構築いたします。このシステムは、子ども達の安全だけでなく、高齢者の見守りのツールとしても今後活用してまいります。

次に、文化振興・生涯学習の充実であります。

老朽化が進むスポーツセンターやウォーターパークを住民の皆様が安心してご利用いただけるよう、計画的に改修を行うための長寿命化計画を策定いたします。

また、文化センター北側にある中央ゲートボール場の老朽化が著しいことから、改修工事を実施するとともに、今後は、ゲートボールだけでなく、子ども達も含め、より多くの方にご利用いただけるような運用方法を検討してまいりたいと考えております。

以上、主要な施策の内容についてご説明申し上げましたが、今後も、全庁横断的に連携を図りながら、全ての方が、自分たちの町に誇りを持っていただけるよう、全力で取り組んでまいります。

続きまして、特別会計について説明申し上げます。

まず、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。8 6 4 万 4 , 0 0 0 円で、前年度と同額とするものであります。平成17年度から、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において、事務処理の効率化を図り、本事業の貸付金回収を進めているところでありますが、今後も同組合と連携し、回収の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、し尿浄化槽管理特別会計予算であります。2 9 8 万 9 , 0 0 0 円で、

前年度比0.1%の増とするものであります。公共下水道が未整備となっている三室地区の一部と新惣持寺地区の浄化槽管理に係る予算を計上したものであります。

次に、国民健康保険特別会計予算であります。22億7,924万5,000円で、前年度比0.5%の増とするものであります。県単位化から3年が経過いたしました。今後とも増加する医療費に対応できるよう、予防保健の充実を図りつつ、本会計の安定運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、介護保険特別会計予算であります。保険事業として21億3,640万8,000円、サービス事業として517万3,000円の合わせて21億4,158万1,000円で、前年度比3.9%の減とするものであります。健康長寿日本一を目指し、誰もが住み慣れたまちで介護サービスが受けられ、安心して暮らせるよう、介護給付及び介護予防事業を引き続き実施してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。4億7,033万2,000円で、前年度比17.5%の増とするものであります。医療保険制度の状況を注視しつつ、奈良県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、今後も適正な事務の運営に努めてまいります。

次に、下水道事業会計予算であります。

まず、収益的収入といたしまして、下水使用料収益など6億9,743万2,000円を、収益的支出といたしまして、人件費、施設の維持管理費、流域下水道管理運営費負担金などで6億1,040万4,000円を計上いたしました。

次に、資本的収入といたしまして、分担金や他会計補助金、企業債の借入、国庫補助金などで2億2,794万2,000円を、資本的支出といたしまして、建設改良費や流域下水道建設費負担金、企業債償還金などで4億1,737万7,000円を計上いたしました。

本年度は、下水道未普及対策として、勢野東、勢野西、信貴山東地区で事業を行い、ストックマネジメント計画に基づき、立野南及び城山台でマンホール蓋の修繕事業を実施します。

今後とも、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図り、快適で住みよい魅力ある地域社会を築いてまいります。

最後に、水道事業会計予算であります。

まず、収益的収支といたしまして、水道事業収益では水道料金、受託工事収益、

長期前受金戻入などで総額 7 億 5,091 万 3,000 円を、水道事業費用では、人件費をはじめ、県営水道受水費、減価償却費などで 8 億 375 万 5,000 円を計上いたしました。

次に、資本的収支といたしまして、資本的収入では、水質改善下水道事業に伴う配水管布設替工事負担金、企業債などで 3 億 1,294 万 5,000 円を、資本的支出では、建設改良費、企業債償還金などで 3 億 5,241 万 5,000 円を計上いたしました。

本年度は、県域水道一体化への基本協定締結が控えており、収支バランスに留意しつつ、基本計画に基づく耐震化事業等を引き続き実施し、「安心と安全で未来へつなぐ三郷の水」の実現に向け取り組んでまいります。

以上が令和 4 年度予算の概要であります。

それでは、ここからは新年度予算関係以外の議案等に関しまして、順を追ってご説明申し上げます。

まず初めに、「諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の岡田宜子氏が退任の意向を示されたことから、新たに寺田祥子氏を人権擁護委員に推薦するものであります。寺田氏は、長年にわたり町内で生花店に従事され、日々、多くの方々と接する中で、生活上の悩みや困り事に丁寧に対応され、広く地域住民の方から信頼を得ておられることから、人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、「諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の田淵千枝氏の任期が、本年 6 月 30 日付をもって満了となることに伴うものであります。田淵氏におかれましては、平成 28 年から 2 期 6 年にわたり人権擁護委員として人権相談や人権啓発活動に熱心に取り組んでいただき、地域住民のためにご活躍いただいているところであります。このことから、引き続き田淵氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、「議案第 2 号、令和 3 年度三郷町一般会計補正予算（第 10 号）」についてであります。

既決予算に１億３，２７３万４，０００円を追加し、補正後の予算総額を９億５，５１５万３，０００円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げます。

総務費では、環境改善効果と社会貢献度を考慮しつつ、基金の効率的な運用を図るため、ＳＤＧｓ債や有利な債権を購入したことによる運用益を基金に積み立てるため、財政調整積立金で１４５万３，０００円を追加するものであります。

また、ふるさと納税について、大変ありがたいことに、当初の想定以上のご寄附をいただき、返礼品予算に不足が生じることから、ふるさとづくり推進費で８０万７，０００円を追加するものであります。

また、マイナンバーカードを活用することで転出・転入の手続をワンストップ化するためのシステム改修経費として、戸籍住民基本台帳費で４１８万円を計上するものであります。

次に、民生費では、ふるさと寄附金で、社会福祉振興事業への活用を希望された方の寄附金を基金に積み立てるため、社会福祉総務費で７５万３，０００円を、後ほどご説明いたします介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金につきまして、老人福祉総務費で８０７万７，０００円を、後期高齢者医療費で２７４万５，０００円をそれぞれ減額するものであります。

また、児童福祉総務費では、民間保育所への児童措置負担金の算定基礎となる額の改定を見込んでおりましたが、据え置きとなったことから６，２２２万５，０００円を、新たな民間保育所への建設補助に係る対象面積や単価の減少により、２，６３９万１，０００円をそれぞれ減額するものであります。一方、保育士等の収入を引き上げる処遇改善対策を本年２月分から講ずることとなったことから、１９１万７，０００円を追加するものであります。

次に、農林業費では、タブレットを利用して農業委員会の事務の効率化を図るため、機器購入経費として、農業委員会費で８万円を追加するものであります。

次に、商工費では、今年度のふるさと寄附金で観光産業振興事業への活用を希望された方の寄附金を基金へ積み立てる増額分２４４万７，０００円と、入湯税の減収分５２９万７，０００円を相殺し、観光費で２８５万円を減額するものであります。

次に、土木費では、県の受託事業として、大規模盛土造成地の第２次スクリーニング計画を策定することとなったため、都市計画総務費で３６１万６，０００

円を計上するものであります。

また、後ほどご説明いたします住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正に伴う繰出金といたしまして、住宅管理費で１６５万８，０００円を追加するものであります。

次に、教育費では、今年度のふるさと寄附金で、教育振興事業及び文化振興事業への活用を希望された方の寄附金を基金に積み立てるため、事務局費で１３９万３，０００円を、社会教育総務費で９８万４，０００円を追加するものであります。

一方、歳入では、新型コロナウイルスの影響で、信貴山・宿泊施設の利用者が減少したことや、信貴山のどか村の温浴施設のオープン延期に加え、入湯税の課税免除による減収で、入湯税収入を５２９万７，０００円減額するものであります。

次に、本年度の普通交付税で追加交付があったことから、地方交付税で１億４，６９７万８，０００円を追加するものであります。

また、歳出での保育園児童措置負担金の減額に伴い、民生費国庫負担金で３，１１１万３，０００円を、民生費県負担金で１，５５５万７，０００円を減額するものであります。

また、マイナンバーカードを活用した転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修に伴い、総務費国庫補助金で４１８万円を、保育所等整備事業補助金の補助率改定により２，６６１万２，０００円を追加するとともに、保育士等の処遇改善対策補助として、１９１万７，０００円を民生費国庫補助金で計上するものであります。

次に、清掃センター内の中継施設整備を検討する事業が補助対象となったことから、衛生費国庫補助金及び衛生費県補助金で、それぞれ５３３万３，０００円を計上するものであります。

また、歳出でご説明いたしました大規模盛土造成地の第２次スクリーニング計画策定に伴い、土木費国庫補助金で１７２万１，０００円を、土木費県補助金で８６万円をそれぞれ計上するものであります。

次に、オンライン授業のための教師用端末の調達経費に対する補助金が増額されることから、教育費国庫補助金で１８万８，０００円を追加するものであります。

次に、後期高齢者医療におきまして、保険料軽減の対象者が当初の見込みよりも減少したことから、民生費県負担金で１７６万３，０００円を減額する一方、農業委員会でのタブレット購入に対する補助として、農林業費県補助金で８万円を計上するものであります。

次に、基金運用益として、財産運用収入で１４５万３，０００円、寄附金では、一般の方々からのふるさと寄附金で５５７万７，０００円、奈良学園大学の跡地活用として、スポーツパーク整備に対する企業版ふるさと寄附金１２２万円の合計６７９万７，０００円を一般寄附金で追加するものであります。

この企業版ふるさと寄附金は、ロート製薬株式会社から事業の趣旨にご賛同と協賛をいただくことができましたもので、今回の補正は設計業務に対する寄附金となっております。今後、令和４年度の補正予算で改めて上程させていただきますが、工事費やソフト事業分として９７０万円をご寄附いただける予定であります。寄附金総額は１，０９２万円を見込んでおります。

次に、現在進めております岡垣内地区での雨水溢水対策事業に対する起債充当率が拡大されたことから、町債で１９０万円増額するとともに、補正予算の収支を合わせるため、歳入で財政調整基金繰入金の全額を減額するとともに、歳出で２億１，８１８万１，０００円を基金へ積み立てることで収支を合わせるものであります。

次に、奈良学園大学・跡地活用設計業務のほか６事業に関しまして、年度末までの完了が見込めないことから、翌年度への繰越手続を行うものであります。また、歳入予算で説明いたしました雨水対策事業に係る起債充当額が変更になったことから、地方債補正の変更もあわせて行うものであります。

続きまして、「議案第３号、令和３年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第２号）」についてであります。

歳入歳出の予算総額に変更はありませんが、住宅新築資金等貸付金の一部が回収不能と判断され、償還不能債権の移管を受けました。これに伴い、回収不能額の４分の３に当たる４９６万４，０００円を県補助金で、残り１６５万８，０００円を一般会計繰入金でそれぞれ増額するとともに、歳入欠かん補填収入で６６２万２，０００円を減額するものであります。

続きまして、「議案第４号、令和３年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」についてであります。

既決予算に6,736万9,000円を追加し、補正後の予算総額を23億7,180万1,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、保険給付費におきまして、決算見込額が当初の見込みよりも増加することから、一般被保険者療養給付費で6,317万3,000円を、一般被保険者療養費で110万6,000円を、一般被保険者高額療養費で288万円を、また、葬祭費で21万円をそれぞれ追加するものであります。

一方、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響で保険税の納付が困難となった世帯に減免を実施したことにより、一般被保険者国民健康保険税で188万3,000円を減額する一方、国庫支出金及び県支出金で同額の188万3,000円を追加するものです。

また、歳出での保険給付費の増額に伴い、保険給付費等交付金で6,736万9,000円を追加するものであります。

続きまして、「議案第5号、令和3年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

保険事業の既決予算から4,690万7,000円を減額し、補正後の予算総額を22億4,901万7,000円とするものであります。

内容といたしまして、サービスの利用に増減が生じたことから、保険給付費におきまして、介護サービス等諸費で6,574万円を、介護予防サービス等諸費で334万7,000円を減額する一方、その他諸費では6万8,000円を、高額介護サービス等諸費で127万3,000円を追加するものであります。

また、地域支援事業費におきまして、介護予防・生活支援サービス事業費で248万1,000円を、その他諸費で1万円を追加するものであります。

一方、歳入では、保険給付費の増減に伴い、国庫負担金で1,130万円、支払基金交付金で1,762万円、県負担金で1,071万9,000円、一般会計繰入金で807万7,000円を減額する一方、国庫補助金で49万8,000円、県補助金で31万1,000円を増額するとともに、歳出での基金積立金を1,834万8,000円増額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第6号、令和3年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

既決予算に331万7,000円を追加し、補正後の予算総額を4億367万

円とするものであります。

内容といたしまして、保険料収入が当初見込みに差異が生じたことから、特別徴収保険料で29万7,000円を減額する一方、普通徴収保険料で635万9,000円を増額するものであります。

また、保険基盤安定負担金及び共通経費負担金が減額となる見込みであることから、一般会計繰入金を274万5,000円減額するものであります。

一方、歳出では、保険料収入の増加分と負担金の減少分を相殺した331万7,000円を広域連合納付金で増額するものであります。

続きまして、「議案第7号、令和3年度三郷町水道事業会計補正予算(第2号)」についてであります。

令和3年1月に締結した県域水道一体化による覚書及び基本方針において、水道事業の用に供さない資産については、各市町村との協議事項となっております。このことから、本年度予算で、県水転換に伴うとっくりダムをはじめとする不用となった取水関係構築物や、土地、機械設備などの会計上の資産を除却整理する予定をしておりました。

しかしながら、各市町村の個別事情や多くの課題が散見され、県の方針が未確定な時点での会計処理は時期尚早であると判断いたしました。このことから、固定資産除却に係る関係予算として、収益的収入において、営業外収益で5,554万9,000円を、営業費用で1億8,590万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、「議案第16号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、「議案第17号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」、「議案第18号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、「議案第19号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、これらの議案につきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これらの条例改正は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与法等の改正が閣議決定されたことから、特別職、一般職及び任期付職員の期末手当の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

まず、町長、副町長、教育長につきましては、令和4年度の期末手当支給月数を現行の1.675か月から0.05か月引き下げ、6月期、12月期それぞれ

1. 6 2 5 か月とするものであります。また、令和 3 年分の人事院勧告による特例措置として、令和 3 年 1 2 月期末手当支給時の引き下げ分 0. 1 か月相当を本年 6 月支給の期末手当から減額するものであります。

次に、一般職につきましては、令和 4 年度の期末手当支給月数を現行の 1. 2 7 5 か月から 0. 0 7 5 か月引き下げ、6 月期、1 2 月期それぞれ 1. 2 か月とするものであります。また、特別職と同様、特例措置として、令和 3 年 1 2 月期末手当支給時の引き下げ分 0. 1 5 か月相当を本年 6 月支給の期末手当から減額するものであります。

最後に、任期付職員につきましては、令和 4 年度の期末手当支給月数を現行の 1. 6 7 5 か月から 0. 0 5 か月引き下げ、6 月期、1 2 月期それぞれ 1. 6 2 5 か月とするものであります。

続きまして、「議案第 2 0 号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、国の育児休業等の制度改正に準じて、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすくするための所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 2 1 号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

本条例の改正は、国保運営協議会の答申を受け、令和 6 年度の県統一税率に向け、令和 4 年度から毎年度、均等に税率を上げることとし、その方針に基づいて税率改正を行うものであります。

また、未就学児の均等割額を 2 分の 1 軽減する措置を新設するための所要の改正及び文言整理を行い、本年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 2 2 号、西和地域病児保育室設置条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、本事業を実施している西和 5 町のうち、王寺町において義務教育学校が設置されることから、本条例中「小学校」の文言改正を行い、本年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 2 3 号、三郷町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、都市計画審議会の承認を受け、町内の市街化区域及び国定公園

内にある施設等の使用目的を変更するものであります。具体的には、奈良学園大学三郷キャンパスを教育施設以外の用途に活用できるようにするとともに、信貴山グラウンドをスポーツ交流拠点として整備・活用できるよう改正するもので、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第２４号、三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、関係法令の一部改正に伴い、消防団員等が公務災害補償を受ける権利を担保する特例を定めた規定を削除するもので、本年４月１日から施行するものであります。

続きまして、「議案第２５号、奈良県広域消防組合規約の変更について」であります。

本案につきましては、本年７月１日から本組合の構成市町村のうち、吉野町、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村で構成するエリアの選出議員数を現行の２名から３名に、また、議員の任期を１年から２年に変更されることから、地方自治法第２８６条第１項の規定により関係団体の協議を行うもので、同法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第２６号、三郷町道路線の認定について」であります。

本案につきましては、立野北２丁目地内で宅地造成された区域内に設けられた進入路を町道立野１８２号線として、また、奈良学園大学・三郷キャンパスの移管を受け活用するに当たり、正門からの進入路線を町道立野１８３号線として認定するものであります。

最後に、「報告第１号、寄附の受け入れについて」であります。

昨年１１月２２日に、株式会社カキモト様から「龍田越・風に祈りを」と命名されたあんどん１基をご寄附いただきました。心より厚く御礼を申し上げます。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

暫時休憩します。再開、１０時４５分。

休 憩 午前１０時２５分

再 開 午前１０時４５分

議長（高岡 進） 休憩を解き、再開します。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） 日程第 3 2、「発議第 1 号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

発議第 1 号、令和 4 年 3 月 3 日、三郷町議会議長 高岡 進 様。

三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 辰己圭一。

賛成者 澤 美穂、木口屋修三、伊藤勇二、高田好子、木谷慎一郎。

三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 2 0 年 9 月三郷町条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に、「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」に改める。

付則

（施行期日）第 1 項、この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）第 2 項 令和 4 年 6 月の三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給についてのこの条例の規定による改正後の三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第 6 条の規定の適用については、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年 3 月三郷町条例第__号）付則第 2 項第 1 号中「1 2 7 . 5 分の 1 5」とあるのは「1 6 7 . 5 分の 1 0」とする。

次のページには、一部改正新旧対照表が添付されております。

以上です。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） ただいまの朗読の発議第 1 号について、提案理由の説明を求めます。1 0 番、辰己圭一議員。

1 0 番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただい

ま上程されました「発議第1号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」の提案理由を申し上げます。

今回の一部条例改正については、令和3年の人事院勧告において、公務員の月例給については、民間給与との差が極めて小さいことから改定しないこととしましたが、期末手当については、民間を上回ったことから、期末手当の支給月数を引き下げることとされ、昨年11月24日に閣議決定されたことにより、地方公務員の給与も改定するよう通知がありました。それに伴い、本町の議会議員の期末手当においても同様の改正を行うものであります。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が見られる民間の企業は大変厳しい状況に置かれており、本町においても町民の生活や地域経済に大きな影響を与え続けています。この異常事態と思われる社会情勢を重く受け止め、町民の皆様から負託を受けた我々町議会議員としても、町民の皆様とともに痛みを分かち合い、町長をはじめ、3役の方々と同様に、議員自らも目に見える形で改めて姿勢を示すべきだと考えます。

具体的な内容といたしましては、議会議員の期末手当の支給月数を1.675か月から1.625か月に引き下げるものであります。また、人事院勧告においては、令和3年12月支給の期末手当の支給月数を1.675か月から1.575か月に引き下げるものとされておりますが、既に支給されていることから、令和4年6月支給の期末手当から令和3年12月期末手当の引き下げ分の減額を行う特例措置を取るものでございます。

議員各位におかれましては、改正の趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（高岡 進） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。（別紙1頁～8頁）

以上でございます。

議長（高岡 進） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔一般質問〕

議長（高岡 進） 日程第 33、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則（審議の回数）第 55 条、同一議員につき、同一の議題について 3 回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第 56 条の規定により、質問、答弁合わせて原則 1 時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第 61 条第 3 項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力の下、運営が円滑になれますよう、よろしくお願いいたします。

先般の議会運営委員会において、通告順 1 番、高田好子議員の 2 問目の質問、「電気自動車の普及」に必要な急速充電器の設置について」と通告順 9 番、木谷慎一郎議員の「電気自動車普及推進のための施策（特に充電機の設置）について」は、関連質問であると決定しています。よって、議会運営委員会の申し合わせのとおり、高田好子議員の質問終了後に木谷慎一郎議員の質問を行います。木谷慎一郎議員の質問は 2 回までとし、質問時間は高田好子議員と合わせて 1 時間以内とします。

それでは、6 番、高田好子議員。一問一答方式で行います。

6 番（高田好子）（登壇） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般通告させていただきました 1 問目の項目、障がい者の支援について質問させていただきます。

障がい者を持つお子さんやその親御さんと接する機会の中で伺う親御さんたちの心境は、この子を残しては死ねない、この子と一緒に死にたい、自分にもしものことがあった場合、この子がきちんと生活を送れるのだろうか、きちんとケアを受けれるのだろうか、そういう心配というのは本当に切実なもので、その中でも、親御さん、ご家族の最も気になり、不安に思うことは、親が亡くなったあとの子どもの生活のことです。

本町の身体・知的・精神障がい者の手帳所有者数は、令和元年度末で 1,521 人おられます。障がい者福祉、高齢者支援、地域支援、地域生活支援拠点等の整備の連携など、障がい者の自立支援は今後も重要な課題となってきます。

障がい者の親の高齢化に伴い、親亡きあとをどのように対応していくのかを心配する声が多く聞かれます。また、国の示す指針でも、施設入所している人たちが地域で生活できるような体制を整えていく必要性を示しており、地域包括ケアの一環として、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すべく、地域生活支援拠点の整備を進めています。

この支援拠点の主な機能としては、1、相談、2、緊急時の受け入れと対応、3、体験の機会と場、4、専門人材の確保と養成、5、地域の体制とありますが、必ずしも全ての機能を整えるというのではなく、市町村が地域の実情に応じて判断し、整備していくこととなっております。

地域には、障がい者を支えるさまざまな取り組みが存在し、これまでも地域の障がい福祉計画に基づき整備が進められているところですが、その間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障がい者の重度化、高齢化、親亡きあとを見据え、地域が抱える課題に向き合い、障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすため、緊急時にすぐ相談ができ、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点の積極的な整備を推進していくことが必要とされております。

地域生活支援拠点については、国の基本指針において、令和2年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することが基本とされ、令和元年9月議会において質問した際も、西和7町障害者等支援協議会を設置し、支援体制の会議や住民アンケート、ワーキングチームの立ち上げなど、障がい福祉事業との連携を図り、福祉サービスの向上に努めていただいているとお聞きしました。

現在、生活支援拠点等の整備の目標達成状況を踏まえ、第6次障害福祉計画において、現行の成果目標を維持することとし、令和5年度末までに圏域市町村に一つ整備するとされました。これまでの拠点等の整備の進捗状況をお聞かせください。

また、障がい者の子ども達にとって、特別支援学校高等部の卒業後に就職・就労できるかということは、大きな希望であるとともに課題でもあります。先日、特別支援学校中等部に通われているお子さんのお母様からお話を伺うことができました。さまざまな苦労はあるけれども、高等部までは学校の体制が整っているとのことで安堵感があるということ、しかし、高等部を卒業したら、一社会人として歩まなければならない、できれば住んでいる三郷で働けたらいいのにと、子ど

もさんの卒業後の就労について、とても心配だと切々と話されていました。

国が障がい者の就労支援に力を入れていることもあり、特別支援学校高等部を卒業し、就職した生徒は全体で約3割、ここ数年は就職率も上昇しつつあります。とはいえ、コロナ禍で障がい者別の就職状況は減少しており、障がい者の就労の厳しさは十分に理解できます。

その中、特別支援学校で学ぶ子ども達は、卒業後に進学したり、民間の企業や施設等で働いたり、自宅で仕事をしたりと、自分の障がいの状況に応じたさまざまな進路選択を行い、特別支援学校は、在学中から卒業後の生徒達の活躍を見据えた一人一人に応じた支援を実施されております。ハンディがあったとしても、高等部の生徒が就職・就労ができる可能性がある場合は、一人でも多くの生徒が就職・就労にたどり着けるよう、町としても取り組んでいただきたいと思います。

障がいのあるお子さんを持つ親御さんにとっては、親亡きあとの問題もさることながら、卒業後が長い日常生活、社会生活になりますので、就職・就労は大変重要な問題です。そこでお伺いいたします。特別支援学校高等部卒業後の生徒の就職・就労の状況について、どのような認識を持っておられますでしょうか。

三郷町第6次障害者福祉計画によると、障がい者の状況は、身体障がい者はやや減少傾向、知的障がい者は横ばい、精神障がい者はやや増加傾向となっております。

高次脳機能障がいという障がいをご存知でしょうか。高次脳機能障がいは、交通事故や転落事故などによる頭部損傷、脳梗塞、脳内出血などの病気等により脳に損傷を受けたあと、記憶力や注意力、集中力の低下などの症状があり、比較的古い記憶は保たれているのに、新しいことを覚えられません。感情や行動の抑制がきかなくなるなど、精神的・心理的症状が現れ、周囲の状況に合った適切な行動が得られなくなり、日常生活や社会生活に支障を来すようになります。また、外見からは分かりにくく、見えない障がい、隠れた障がい、制度のはざまにある障がいと、周囲の理解が得られにくいと言われております。

原因の内訳としては、8割が脳梗塞などの脳血管障がい、1割が事故などによる脳障がい、1割が低酸素脳症や脳炎ということで、突然の脳の病気や事故などによる脳の損傷から起こるこの障がいは、当事者の方のみならず、家族にとっても大きな不安感と負担感をもたらすと言えます。また、高次脳機能障がいの症状の個別性が高いことや、外見からは分かりにくいことなど、既存の3障がいの枠

に当てはめることができないという意味でも、福祉制度のはざまに置かれた障がいということが特徴として挙げられ、本当に必要な支援に結びついていないため、家族で担う負担も大きくなり、また、周囲からの理解が得にくいということもあり、当事者、家族も追い詰められてしまうことが多いそうです。

大事故や致命的な病気からやっとの思いで一命を取り留めたのに、適切な支援が受けられておらず、当事者を支える家族も、家庭崩壊寸前の状態や、心身ともに疲れ果ててしまう、経済的な負担、家族の生活が一変してしまうということも珍しいことではありません。家族だけで支えるのではなく、地域で支えていける体制づくりの必要性を感じております。

今後、地域包括ケアシステムの構築が必要とされています。高次脳機能障がいの方の人数等の把握は難しいと思いますが、本町における高次脳機能障がいの方の現状をお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

近年、障がいの重度化や高齢化が進み、コロナ禍で社会が急速に変化する中、福祉行政に対するニーズも多様化しています。本町におきましても、障がいの有無に関わらず、お互いの個性を認め合い、尊重し、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる社会が重要であると認識しております。

まず、1点目のご質問、地域生活支援拠点等の整備の進捗状況でございますが、地域生活支援拠点は、障がい者の高齢化など、親亡きあとの地域生活を備えるとともに、障がい者やその家族の緊急事態に対応することを目的として整備されるものであり、現在、西和7町障害者等支援協議会でワーキングチームを立ち上げ、西和7町圏域に1か所の設置を目指しております。

議員には以前にもご質問をいただいておりますが、現状といたしましては、ワーキングチームで検討を行い、先進地視察等も行っておりますが、なかなか事業所が見つからない状況でございます。拠点等の整備については喫緊の課題であると認識しており、今後についても引き続き、西和7町で連携しながら、いま一度ギアを上げ、圏域内に整備できるよう協議を行ってまいります。

次に、2点目のご質問、特別支援学校の生徒の就職・就労の状況でございます

が、本町におきましては、毎年、養護学校の３年生に対して先生と情報共有し、就職・就労の状況を把握しております。学校では、卒業に向け職場体験を実施し、さまざまな活動を通して、本人の特性に合った就労支援を行っております。今後も引き続き、卒業予定の方や卒業生も含め、養護学校の先生と情報を共有し、サポートしてまいります。

最後に、３点目のご質問、高次脳機能障がいについては、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がい起きた状態と言われております。

本町の現状ですが、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、１月末現在３５１人で、そのうち、高次脳機能障がいの対象の方は、奈良県に確認したところ約１％となっております。

高次脳機能障がいの支援体制ですが、専門の医療機関、県の高次脳機能障害支援センター、保健所、福祉事務所、町の福祉窓口等で支援を行っており、本町としましても、各機関と連携・協力し、住民に寄り添いながら地域全体で支えていきたいと考えております。

今後、本町では、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応し、さまざまな福祉課題の解決に取り組む包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を４月１日より本格実施いたします。

また、ＳＤＧｓの理念でもあります誰一人取り残さない社会の実現に向け、誰もが居場所や役割を持ち、生涯にわたって地域で活躍できる全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の核となるエリアとして、奈良学園大学の三郷キャンパスの跡地を有効に活用し、ＦＳＳ３５キャンパスとして、官民連携で全ての人が生き生きと安心して暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

６番（高田好子）（登壇） 今、部長のほうから、地域生活支援拠点の整備に関しての現状の説明をお伺いいたしました。ギアを上げてしっかりと取り組むと言っていたので、よろしくお願いいたします。

平成２９年度に実施された三郷町第６次障害者基本計画策定に係る住民アンケート調査の結果によると、緊急時の受け入れや、グループホームやひとり暮らしの体験の機会と場のニーズが多くなっております。西和７町の広域・面的整備を

行う中で、地域の障がい者の相談支援体制や24時間365日の緊急対応は、まさしく喫緊の課題です。西和7町の行政と7町内にある委託相談支援事業所でワーキングチームを立ち上げ、圏域内の障がい・高齢の事業所にアンケート調査、訪問ヒアリングを実施し、先進地である生駒市や三郷町の三室園への視察を行い、障がい者の緊急受け入れの体制の整備の説明を行い、受け入れの協力について依頼していただいていることは理解をしております。施設基準や職員数の関係、当該事業所に通所されていない方や、どこにも通所されていない方の受け入れなど、さまざま課題もあろうかと思いますが、西和7町障害者等支援協議会との連携を強化していただき、令和5年度までの整備目標の達成をぜひよろしくお願いいたします。

支援拠点の主な機能の中にもある体験機会の場の確保はできていますでしょうか。また、専門人材の確保と養成に向けた人材育成の研修会等も行われていますでしょうか。また、今後の拠点整備の取り組みについても再度お伺いいたします。

特別支援学校の高等部の卒業生は、先ほども述べましたが、就職した生徒は約3割となっており、この現状を見ますと、障がいのある子ども達の就職・就労を考えたときに、学校だけの取り組みでは限界があると思われます。もちろん、生徒に寄り添い、よく知っている先生や進路指導の先生がアドバイスするということは必要不可欠ではありますが、主な就労先である民間企業の知恵、経験を取り入れた支援を実施していくことは、その後の安定的な就労の継続にとっても、より有用的であると考えます。そこで、特別支援学校の生徒の就職・就労支援において、民間企業の知恵や経験を取り入れた支援を実施していく必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

また、高次脳機能障がいの方は、精神障害者保健福祉手帳で現在351人、その中で約1%の方が対象者だということでした。診断を受けていても障害者手帳を持っていない高次脳機能障がいの方もおられ、また、認知症などと誤った診断を受けている方や、退院後、自宅での生活に戻ってから何かがおかしいと感じられるケースなど、症状や年齢、課題が一人ひとり異なる障がいであることから、個別のケースごとの課題に寄り添ったきめ細かい支援が必要であると思います。

しかし、医療、福祉、介護など、本来高次脳機能障がい者を支援する立場の人が、高次脳機能障がいについて、正しい知識を持っていないということもありますので、研修会や講習会の開催等については、いかがお考えでしょうか。また、

広報紙やホームページを通じて、町民の方に啓発を行うことが必要と考えますが、そちらもいかがでしょうか。

今回、３月号の広報に掲載していたヘルプマークを高次脳機能障がいの方にもお渡ししていただきたいと思います。

障がい者施策、特に精神疾患については、今後、地域包括ケアシステムの構築が必要と言われており、地域包括ケアシステムというと、今まではまず高齢者の方が頭に浮かびましたが、今後は、地域の住民の方の協力を得ながら、障がいのある方、子ども達も地域で見守る仕組みの推進に努めていただき、また、いかなる障がいがあったとしても、障がい児・者やご家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりが望まれると思います。今後、障がい児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を進めていただくことをお願いし、ご答弁を伺い、私の１問目の質問を終了させていただきます。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、地域生活支援拠点の整備につきましては、第６次障害者基本計画策定に係るアンケートの結果でございますが、緊急時の受け入れ対応と体験の機会・場の提供のニーズが一番多く、早急の整備が必要であると考えております。まずは、緊急時の受け入れ対応の整備を整え、その後、グループホーム等の体験の機会・場の提供や、専門的人材の確保や養成機能の整備を進めていきたいと考えているところでございます。

また、先ほども申し上げましたが、ＦＳＳ３５キャンパスを生涯活躍のまちの核となるエリアとして、共生型グループホームや就労支援施設、また、先ほど議員も就労の支援の話をおっしゃいましたが、町内企業の連携等々、さらには医療的ケア児の受け入れ等、官民連携して、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者の方の居場所づくりや就労支援等、包括的な支援体制を構築してまいりたいと考えております。

最後に、高次脳機能障がいの方につきましては、議員おっしゃいますように、外見では分かりにくいことから認知されていない状況がございます。今後、研修会等を検討し、また、先ほども議員から申し上げられましたヘルプマークの活用は、この３月広報でも掲載させていただいておるところでございます。今後につ

きましても、SNSも含め、しっかりと周知してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） それでは、2問目の質問に移らせていただきます。「電気自動車の普及」に必要な急速充電器の設置についてでございます。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の抑制を図るため、走行中にCO₂を排出しない電気自動車の普及については、日本だけではなく、世界の多くの国が、また、多数の自動車メーカーが電気自動車の普及に力を入れているということは言うまでもありません。政府は、2035年までに乗用車の新車販売で電動車100%を実現するという方針が定められ、この政策の中では、電気自動車やハイブリッド車向けの急速充電器を、2030年をめどに、現在の4倍となる3万基まで増加することとし、インフラ整備をはじめとして、税制優遇や研究分野への支援、国際連携等に触れており、より具体的な戦略が打ち出されております。

本町においても、燃料電池自動車や電気自動車などの次世代クリーンエネルギー自動車の普及を促進する取り組みは、SDGs未来都市三郷及びカーボンマネジメント、災害対策においても重要な施策であります。しかしながら、急速充電器は町内に設置されていない状況です。町として、電気自動車の公用車を購入し、台数を増やすことと同様に、町内に電気自動車の台数を増やすには、町民の方の購入を増やすために動機づけることも重要であると思います。

購入補助については、国からの補助金が増額されており、電気自動車シェアが世界一であるテスラ社が、2023年までに2万5,000ドル、日本円で約290万円くらいまでの電気自動車を販売すると発表し、今後はメーカーの価格競争が予測され、地元自治体は購入後の使用をしやすくするための設備導入が重要な課題となってきます。

本町では、町営住宅や賃貸住宅など、持家ではないので、個人での充電器設置が困難な住民の方もおられると思われます。このことから、急速充電器の設置は、既に行われている定住促進事業にもつながるものであると考えます。

現在設置されている電気自動車の充電器を使用するには、充電場所にもよりま

すが、1回の充電時間が通常30分から1時間までとなっているようです。充電については、ガソリン車より不便であることは仕方ないことですが、充電時間内にどれだけ多くの充電ができるかは大きなポイントでもあります。早期に設置された機種については、電力の小さいものが多く、30分程度の充電では十分な充電が困難であり、これから設置される場合には、急速充電器でも高速充電型の50キロワット以上が求められます。

電気自動車の普及には、この充電の煩わしさを少しでも解消することも重要になってくると思われます。また、設置場所は、1回の充電に30分以上の駐車が必要なことから、一般駐車スペースを妨げないことや、電気設備でありますので、災害時に水没する可能性のある場所、中央公園等の設置はできないことから、福祉避難所や給食センター、ちいすてっぷ駐車場、また、大学跡地などもよいかと思われま。

本町においては、令和2年1月24日に日産自動車と包括連携協定を行っていますが、普及により町内に電気自動車の台数が増えると、所有した住民と災害時の応援連携の増加にもつながるのではないのでしょうか。ある国産の電気自動車では、1台で一般家庭の最大4日分の電力を賄えることから、自助の取り組みの強化にもつながり、町として普及を促進するメリットは十分にあると考えられます。

本町では、SDGs未来都市三郷やゼロカーボンシティを宣言し、日本遺産龍田古道や亀の瀬などに観光客の足を運んでもらうためにも、充電スポットとして急速充電器の設置は早急に必要と考えます。そこで、本町における充電設備の整備について伺います。よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。高田議員の2問目のご質問にお答えいたします。

脱炭素社会を実現するには、二酸化炭素排出の抑制が不可欠であり、化石燃料を必要としない電気自動車の普及は世界的にも求められております。

しかしながら、我が国の電気自動車の2020年1月から12月の販売台数は約1万5,000台、乗用車全体の約0.6%で、購入補助金や減税の優遇措置があるとはいえ、電気自動車の普及はまだこれからという状況であります。その背景には、車両価格や航続可能距離、充電時間などの技術的な課題もありますが、普及に対応するためには、議員おっしゃいますように、充電インフラの整

備も重要であると認識しております。

奈良県内の整備状況を申し上げますと、奈良県では、移動経路における移動中の電欠懸念を払拭し、急速充電器間の延長が30キロメートル以上となる空白地域を解消するため、主要道路上でおおむね30キロごとに急速充電器の整備が進められ、現在では、県域全体で急速充電器による経路充電が可能となっております。また、目的地充電として、道の駅や大規模商業施設、コンビニエンスストア等、不特定多数の方が利用される施設においても整備が進められ、これまで239か所に312基の急速及び普通充電設備が整備されているところです。

本町には充電設備はございませんが、近隣では、信貴山朝護孫子寺駐車場や自動車販売店、大型電気量販店などに設置されていることから、移動中における電欠などのトラブルは起こりにくい環境であり、また、のどか村や信貴山の宿泊施設等の利用者や観光客より、充電設備設置の要望も今のところ聞こえていないのが現状でございます。

先ほど議員からもありましたが、政府は、2035年までに新車販売で電動車100%を実現することを打ち出し、自動車メーカーもこぞって電動車へのシフトを進めています。今後、自動車メーカー各社から高性能なさまざまな車種が発売される見込みであり、急速な普及に伴い、充電設備の需要も拡大すると思われますが、充電設備の整備に当たっては、充電器本体等の初期投資費用、電気料金やメンテナンス等のランニングコスト、また、充電器の耐用年数が8年と言われており、設備更新時には費用が発生すること等々、課題も多くございます。

しかしながら、本町におきましても、2050年ゼロ・カーボンシティ実現のツールとして充電インフラの整備は必要だと考えており、令和5年度の設置・運用に向け、これから整備場所を検討してまいります。また、電気自動車の普及は、令和2年1月に電気自動車を活用した地域課題解決に関する包括連携協定を締結した日産自動車が、自治体と連携して取り組む、地球温暖化や災害対策等の課題を解決するためのブルースイッチ活動にも寄与するもので、そのような観点からも充電インフラの整備は不可欠だと考えております。

今後におきましても、観光地や宿泊施設等の目的地充電を充実させるため、民間事業者と連携・協力を図り、充電インフラの整備促進に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

6 番（高田 好子）（登壇） 今、部長のほうからご答弁ををるいただきました。その中で、近隣で設置されているのでトラブルが起こりにくいというようなことも言われておりましたが、信貴山の駐車場や、また、大型電気量販店、また、自動車販売店のトヨタや三菱は全て普通充電となり、なかなかフル充電をされる方はおられないのかもしれませんが、急速充電器であれば約 40 分でフル充電ができ、コンセント式などの普通充電の場合だと 8 時間から 16 時間かかるそうで、役場の電気自動車も同様の時間がかかると思われます。先ほども述べましたが、充電の煩わしさを少しでも解消することが重要になってくると思われますので、ご答弁でお伺いした令和 5 年度設置の運用に向けて、しっかりと着実に進めていただきたいと思います。

政府は、グリーン成長戦略として電気自動車の普及を促進するとし、本町も公用車の電動化を導入検討され、地球温暖化の防止、災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築に寄与するため、創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金の交付も行われております。走行以外で電気自動車と家庭の電力を融通し合うビークル・トゥ・ホーム対応型充電設備は、エネルギーを賢く使うだけではなく、再生可能エネルギーの地産地消や、災害時の B C P、事業継続計画強化にもつながり、町内の電動車の保有台数が増えれば、本町にとっても、C O₂削減、環境負荷の低減はもちろん、災害対策にも効果があると考えます。

そこでお尋ねをいたします。ビークル・トゥ・ホームの申請に当たり、三郷町災害時協力登録者制度に登録されている台数は何台でしょうか。また、災害対策の強化の観点から、ビークル・トゥ・ホーム等の普及促進への啓発、また、S D G s 未来都市として、ゼロカーボン宣言都市としての電気自動車に対する考え、取り組みについてもお聞かせください。

2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を見据え、2030 年度までの町の第 3 次地球温暖化対策実行計画が策定される中、具体的な方針、明確な数値目標の設定がなされ、実効性のある取り組みを掲げられていることで、電気自動車をはじめとする次世代自動車の公用車への導入拡大や、町民、事業者への普及促進を図っていただくことを要望いたしまして、ご答弁をお伺いし、私の 2 問目の質問を終了させていただきます。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口 洋司）（登壇） 失礼いたします。高田議員の再質問にお答えいた

します。

まず、家庭用電気自動車充電設備、ビークル・トゥ・ホームのシステムの設置に対する補助ですが、令和２年度に創設した制度で、申請要件として災害時協力登録者制度の登録が必要となっております。これまでに、令和２年度で２件、今年度はまだ途中ですが、今年度で１件に対して補助しておりますので、災害時の協力制度登録者数は現在のところ３件となっております。

ビークル・トゥ・ホームのシステムの普及啓発ということですが、今、近隣の自動車販売店へ補助制度のチラシの配布を行っており、そこで啓発のほうをさせていただいているといった状況でございます。

それから、今後の取り組みということでございますが、急速充電器の設置台数は、全国各地で増えてきているとはいえ、電気自動車の普及促進のためには、車両本体のコストダウンもさることながら、充電インフラの整備・充実は不可欠であると考えております。この充電インフラの整備につきましては、今後の国の動きにも注目したいところなんです、本町におきまして、来年度に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を予定しており、その計画の中に、脱炭素社会実現に向けた取り組みの一つとして、先ほど来年度に設置場所を検討すると私は申し上げましたが、その設置場所も含め、今後における急速充電器設置の具体的な整備計画を盛り込んでいけないかと考えております。それに基づきまして、計画的に充電器の整備を進めていくことで、電気自動車の普及拡大につなげていければと思っております。

以上でございます。

議長（高岡 進） ２問目の質問は終了しました。

それでは、関連質問とし、７番、木谷慎一郎議員。

７番（木谷 慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、関連質問として、私からも電気自動車普及推進のための施策（特に充電機の設置）についてということで質問させていただきたいと思っております。

とは言いながらも、おおむねいろいろお聞きしたいことはお答えいただいて、令和５年を目標に推進していただけるということですので、質問の要旨を書かせていただいておりますけども、ちょっとここを読み上げだけさせていただきまして、主にガソリン車との差額補助についてというところと、以前から検討いただいていたのであれば、その検討状況、そして、普通充電器の活用についてというところ

ろでご質問させていただきたいと思います。

昨年１０月から１１月にかけて、イギリスで開催されましたＣＯＰ２６では、２０４０年までに全世界で販売する全ての新車をゼロエミッション車とすることを目指す共同声明が発表され、ゼロエミッション車の主役であるＥＶの普及の機運がさらに高まっている状況です。

さて、私は、平成３０年１２月の一般質問で、ＥＶの普及の障壁となっている車両価格と急速充電施設の少なさを指摘し、普及促進策についてお聞きしました。それに対して、三郷町における急速充電器の設置、ガソリン車の差額補助について検討するとご答弁いただきましたが、その後、検討の状況はいかがでしょうか。

その他、目的地充電と言われる目的では、普通充電器の活用も期待されます。三郷町で言えば、例えば信貴山のどか村のような観光地の駐車場で施設の利用中に充電するというもので、比較的設置費用が安く済む。具体的に言うと、普通充電器はおおむね急速充電器の５分の１ほどの費用で設置ができるというものです。

このように、普通充電器、急速充電器を、用途、場所、予算に応じて使い分けつつも、面的に設置を進めていく、行動範囲でおおむね目に入るところに急速充電器があるというような状況を目指して進めていくことによって、安心してＥＶを購入できる環境になっていくのではないかなと思っています。

三郷町の推進するＳＤＧｓの目標達成手段の一つとして、これら電気自動車の普及促進という課題に積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。町の見解をお聞きします。よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。木谷議員のご質問にお答えいたします。

回答なのですが、平成３０年１２月の一般質問で、ＥＶ普及の障壁となっている車両価格と急速充電設備の少なさについてお聞きして、そこでガソリン車との差額補助について検討するという答弁で、その進捗状況、その辺の回答でよろしいでしょうか。

ちょっと先ほどの回答と重複する部分もあるかと思いますが、電気自動車等を購入した場合、国から最大８０万円の補助金があり、ほかにも自動車税等の免除や軽減などの優遇措置があることから、購入に対する町の補助制度は今のところ設けておりません。

急速充電器につきましては、先ほどもご答弁いたしましたとおり、令和５年度の設置に向け、来年度に場所選定を行いたいと思っております。

それから、普通充電となるんですが、令和２年度に、家庭用電気自動車充電設備、ビークル・トゥ・ホームの設置に対する補助制度を創設しまして、これもちよっと重複するんですが、これまでに３件に対して補助しておりまして、自動車販売店へチラシの配布を行うなど、より多くの方に周知が図れるよう努めているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

７番（木谷慎一郎）（登壇） ご答弁いただきました。

先ほど、普通充電器のこと、V２Hのことでお答えをいただいたところなんですけど、私がここで書かせていただいた普通充電器というのは、家庭用のもの、いわゆる自分の家の駐車場で使うものということではなくて、比較的目的地で長く滞在する、ホテルであるとか、ゴルフ場であるとか、信貴山のどか村さんみたいなところの観光地で、施設の利用中に普通充電器をつないでおける、そういうものを考えておりました。急速充電器と普通充電器のそういう使い分けというの、また検討しながら広めていっていただきたいなというふうなお話でしたので、またご検討いただければと思います。

あと、先ほど、近辺には充電器が幾つかあるので、なかなか三郷町内に来られる方に、電欠トラブル、充電が切れるトラブルというのは起こりにくい状況ということでお話がありましたけども、高田議員がおっしゃるとおり、そういう電欠トラブルの解決に普通充電器があることはあまり役に立たないという言い方がいいか分からないですけど、そういうものでして、どうしても急速充電器がないと、そういうところには役立たないというところがあります。

あと、私、実際にEVを使っている身としましては、電欠トラブルに直面しまして、急速充電器に着いたら先客がいて、そこで３０分待たないといけないというようなことがあったり、機械ですから、たまに壊れていたりするわけですね。そういうこともあるので、とても３０キロごとに１基あればいいのかというと、そうではないというところで、すぐにはできないですけども、そういうところをまた意識していただけたら幸いです。

あと、場所としては、今後、観光施設として整備されていく川の駅などには、

ぜひ設置をいただきたいなというところもご検討いただけたらというようところでご提案をさせていただきたいと思います。

ちょっとお答えいただけるのであれば、またいただけたらと思います。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 木谷議員の再々質問にお答えしたいと思います。

回答は、ちょっとまた重複する部分もあるかと思いますが、やはり目的地充電として、観光地や宿泊施設等の充電器の設置というのは、今後必要になってくるのかなと思われますので、今、木谷議員からもありましたのどか村でありますとか、信貴山の宿泊所でありますとか、こちらの民間事業者と今後連携・協力を図りながら、整備の促進に努めてまいりたいと思います。

それから、議員からもありましたように、今後整備を予定している川の駅でありますとか、高田議員からも質問であったと思うんですが、F S S 3 5 キャンパスの中にも、もし造れるようなことができれば、そちらのほうにも進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 6 番、高田好子議員の質問及び 7 番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開、午後 1 時。

休 憩 午前 1 1 時 4 8 分

再 開 午後 0 時 5 8 分

議長（高岡 進） 休憩を解き、再開します。

それでは、8 番、澤美穂議員。一問一答方式で行います。

8 番（澤 美穂）（登壇） 議長のお許しをいただきまして、私の 1 問目の質問、S D G s の取り組みの一環としてのホタリーナガーデンの活用を質問させていただきます。

昨年 6 月の議会だより 2 4 3 号で、奈良学園大学信貴山グラウンドが奈良クラブの本拠地になることが発表されました。私がこの質問を提出いたしましたのが 2 月 7 日で、その 2 日後には記者会見が行われておりました。今後は、クラブチームのホームタウンとしての三郷町の名前が広まることと期待しております。

そして、そのグラウンドの奥にはホタリーナガーデンがあり、こちらこのまま継続して利用させてもらえるように交渉していただきましてありがとうございます。

ました。一時は、先行きが見えない中でも、ホタリーナガーデンの有志の皆さんの熱い思いと行動のおかげで、ホタリーナガーデンは、蛍だけではなく、四季折々の花が楽しめる庭園になっております。蛍の時期が過ぎたあと、初夏の汗ばむような季節でも、手作りしていただいた丸太のベンチに腰かけ、木漏れ日の中、青々とした緑をまぶしく感じながら、吹き抜ける風が何とも言えず心地よい、まるで避暑地にいるかのような癒やしの空間になっております。

町民の皆さんにもぜひ活用していただきたいのですが、水道がないため、川の水をバケツで1杯ずつくみ上げて、草花への水やり、手入れは本当に大変な中、庭園の整備も行っていております。80を過ぎたおっちゃんをはじめ、皆で車に乗り合わせてカワニナの捕獲に度々行っておられると聞いております。蛍が幼虫から成虫へと成長する中で、約30匹程度のカワニナを食べながら成長すると言われています。蛍の数は餌であるカワニナの数に比例することから、毎年、まとまった数のカワニナの確保ができれば、ますます蛍の数は増えると考えます。

蛍100匹を育てようとするれば、約3,000匹のカワニナが必要となります。奈良市の富雄北小学校のホームページによりますと、富雄ホテルの復活を目的とし、4年生が環境をテーマに学習する中で、カワニナの放流をするために、学校でカワニナを育て、カワニナの飼育を通じて、蛍が乱舞する豊かな自然について考えておられるそうです。

近くの富雄北小学校のことを紹介させていただきましたが、山梨中央市や福岡県荊田市、熊本県などでも、SDGsの取り組みとして蛍の飼育に力を入れておられます。

以前、一般質問でも述べさせていただきましたが、北小学校では、蛍は優しい気持ちを表すツールとして使われています。申し上げるまでもなく、蛍は水のきれいな場所にしか住めないことは誰でもご存知でしょう。それと同時に、餌となるカワニナがいることが条件となります。SDGsの目標が詰まった蛍の光は、子ども達の明るい未来の象徴でもあります。

ホタリーナガーデンは、蛍だけではなく、四季折々の花が楽しめる場所でもありますので、ホタリーナガーデンに咲いている花を見て四季を感じることもでき、また、花の名前を調べることで、花の時期も子ども達は分かるでしょう。当然、環境問題にも興味を持ち、既に小学校で取り組んでいただいているごみの分別を、各家庭でも自分のごみ担当になって、率先してごみの分別、ごみの減量について

考えてくれると期待しています。

蛍に食べられるためのカワニナを育てるということに残酷さを感じられるかもしれませんが、食物連鎖で食べる、食べられる関係があり、命をいただきながら私たちが生きていられることが分かれば、命の大切さにも気づけると思います。

「NHK for School」という番組では、蛍とカワニナが、3分間程度の映像の中で、食べる、食べられることにより、豊かな自然が守られていることを説明されていますので、子ども達にもぜひ見てみていただけたらと思います。

三郷町でも、たつたひめの肩に蛍が光り輝く姿が定着するように、地域住民と子ども達の共同作業のお考えはあるかどうか、お聞かせください。よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、平成30年8月開催の第3回三郷町子ども議会におきまして、子ども議員とともにSDGs環境未来都市宣言を行い、令和元年7月にはSDGs未来都市に選定され、SDGs17のゴールの達成に向けて取り組んでいるところでございます。

さて、議員のご質問にありますように、先日、奈良クラブの地域交流拠点、選手育成の拠点として、現在の奈良学園大学信貴山グラウンドに新施設が建設され、産官学金が連携し、スポーツリズムを活用した取り組みが進められる新拠点プロジェクトの記者発表がなされたところであります。今後、新拠点を中心に地域の方々とより一層交流が深まるものと思っております。

また、平成27年以降、毎年6月初旬から中旬頃に蛍を鑑賞できるよう、地域ボランティアの方々により整備していただいておりますホタリーナガーデンも継続していくことになり、今後とも地元住民だけでなく、遠方から訪れる方々が増えることを期待するところでございます。

さて、本町小学校では、環境に対する教育の一環として、4年生の社会科の授業や総合学習におきまして、河川の構造や家庭排水などによる河川への影響についての学習、河川敷や駅周辺のごみ拾い、町行政職員による上下水道の仕組みについて出前授業等に取り組んでおり、ホタリーナガーデンでも清流の微生物についての学習も行ったこともございます。

今後、子ども達にどのような環境教育ができるのかを考えたところ、例えば、議員のご質問にある蛍の餌となるカワニナ飼育を学校で行い、地域ボランティアの方々と一緒にホタリーナガーデンに放流し、蛍を増やしていくといったことも生態系保護の勉強につながるものと思います。

なお、この取り組みを行う際、両小学校にある観察池をどのようにできるか、また、室内での水槽飼育の方法など、櫃原昆虫館等の専門機関や地域ボランティアの方々からのアドバイスやご協力をいただきたいと考えております。

以上のことを踏まえ、今後、地域の住民の方々と子ども達といろいろな共同作業をできるよう、前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） 前向きなご回答をいただきましてありがとうございます。

カワニナの飼育は難しいと聞いておりますので、もしかしたら思うように飼育ができないことも考えられます。その場合は、何が駄目だったのかを検証することにより、次に生かす学びがあると思いますし、その取り組みは子ども達にとってもよい経験となるはずです。ホタリーナガーデンの蛍は、自分たちが育てたカワニナで育っていることを、蛍を見る目も変わり、誇らしく思うと同時に、命の大切さを知り、考えることによって自死をも防げるかもしれません。子ども達が環境問題を考えるきっかけとしての蛍が、10年後、20年後の子ども達の未来や地球を守るバタフライ・エフェクトとなることを願い、学校、地域、行政が一体となって、自然と人が共存するまちづくりとして進めていただくことをお願いいたしまして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。8番、澤美穂議員。

8 番（澤 美穂）（登壇） 続きまして、2問目の質問をさせていただきます。

万葉学会に合わせた「龍田百人一首」全国大会の実施についてお伺いさせていただきます。

コロナ禍で中止となりました万葉学会が今年10月15日から開催を予定されていると聞いております。三郷町は、SDGs未来都市、そして日本遺産に選ばれたまちであることを、万葉集を愛される全国、そして世界の方々に三郷町をアピールする大きなチャンスでもあります。町長をはじめ、職員の皆さん、住民の

皆さんとでさまざまなおもてなしを考えられているとは思いますが、日本遺産推奨商品の「もう、すべらせない！！」ブランドに認定された龍田百人一首の全国大会を実施するのはいかがでしょうか。この龍田百人一首は、万葉集、古今和歌集、新古今和歌集の三大和歌集だけでなく、天皇、上皇、法皇の命によって編集された勅撰和歌集である八代集と言われる古今和歌集、後撰和歌集、拾遺和歌集、後拾遺和歌集、金葉和歌集、詞花和歌集、千載和歌集、新古今和歌集の中から、一首一首、三郷町に関する歌を手作業で抜き出して、Y u k i 子どもアトリエ代表の笹川雪江さんが選ばれたものでございます。読み札のデザインは、笹川さんのご指導の下、三郷町の方100名がお作りになられた人形が描かれていて、それぞれの作り手の思いが詰まったかるたです。郷土を愛する心を小さいうちから養うためにも、一家に一個は必ずあると言われていた群馬県の上毛かるたのように、お正月になると各家庭で龍田百人一首を楽しまれるようになるくらい定着することを願っておりますが、コロナが収束していたら全国大会の開催のお考えはありますでしょうか、お聞かせください。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。澤議員の2問目のご質問にお答えいたします。

第75回萬葉学会全国大会につきましては、令和4年10月15日から17日にかけて、三郷町文化センターを会場にして開催される予定となっており、それに合わせて、SDGsや日本遺産の活動状況、信貴山をはじめ、本町の観光に関することをPRする事業として、現在、萬葉学会の先生方と検討を行っているところでございます。その中で、龍田百人一首も含め、日本遺産「もう、すべらせない！！」ブランド認定商品についてもPRを図ってまいりたいと考えております。

日本遺産ブランドについては、令和4年1月に立ち上がり、柏原市、三郷町の19事業所から23商品が認定されています。その一つであります龍田百人一首については、現在、柏原市・三郷町域での各種の活動、例えば、生涯学習や学校の郷土学習などで活用できないかなど、関係機関と協議を重ねているところであります。特に地域性の強い百人一首となりますので、一足飛びに全国大会の開催とはいきませんが、まずは地域内での浸透を優先し、そして対外的な発信につなげていき、そこから全国へと広がりを見せればなと思っています。

議員おっしゃるとおり、萬葉学会全国大会は、本町としても、まちをPRする絶好の機会と捉えており、この機会に、龍田大社の秋季大祭・渡御祭等とのコラボレーションも含め、来客された皆様に貴重な体験をしていただけるような取り組みを現在思案しておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、第75回の萬葉学会全国大会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現在、開催方法も含め検討されているところであり、萬葉学会においても、まだ正式な発表には至っていないことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） ぜひ子ども達や住民さんたちへの啓発活動をよろしく願いたいと思います。

萬葉学会では坂本先生の講演会が実施されると聞いておりますが、実施されるのであれば、1月に実施されたSDGsの講演会は、私ども議員は密を避けるために参加できなかったのはとても残念でした。三郷町だけではなく、コロナ禍を理由に中止になっている行事や、また、人数制限されている行事がたくさんあります。そしてまた、興味はあるものの、子育て、体調、介護等、さまざまな事情で会場に足を運べない方もたくさんおられます。参加方法を自由に選べると、好きな場所で、お一人でも多くの方に、子育てや介護の手を止めて、ほんのつかの間でもリフレッシュしていただければ、ストレスの発散にもつながると思います。萬葉学会との兼ね合いもあるかと思いますが、もしオンライン配信ができれば、有料配信にするなどの方法はあると思います。4脱の一つ、脱アナログを掲げておられる三郷町ですから、萬葉学会をきっかけに、生涯教育の各学級の学習会や教育講演会などの講演会、そして、昨年中止になりました人権地区別懇談会などもオンラインでの開催ができればと思いますが、もし萬葉学会が行われると決まった場合、オンラインでの開催のお考えはあるか、お聞かせください。お願いいたします。

議長（高岡 進） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 澤議員の再質問にお答えしたいと思いますが、この趣旨とはかけ離れた大きな方向に行ったのかなと思います。確かにいろんなイベントが、本当に私たちも皆さんに見ていただきたい中で、コロナ禍の状況の中で、やはり

感染拡大防止に向けて人数制限をさせていただいている状況でございます。これからまだ当分はこの状況が続くと思われます。そこで、やはり皆さんも関心のあるもの、参加したいと思われるものがたくさんあると思いますので、今後、いろんなイベントにあっては、オンラインも考えていくと、検討という方向でお答えをさせていただきたいなと思います。どうぞよろしくお願いします。

議長（高岡 進） 2 問目の質問は終了しました。

8 番、澤美穂議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、1 番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、1 問目、三才半健診に眼の屈折検査機器の導入をということで質問します。

生後間もない子どもの視力は、ぼんやり見える程度ですが、3 歳頃までに急速に発達し、多くは6 歳頃までに1.0 程度になります。ただ、弱視が原因で視力の発達が途中で止まり、幼少期に強い遠視や乱視などがある場合、早期に治療を行わないと弱視になって、大人になって眼鏡をかけても十分な視力が得られないというようなことになります。そのため、遠視、近視、斜視、不同視等の弱視の早期発見・早期治療が非常に大切であることは眼科医会でも定説になっています。3 歳半健診で視覚異常を早期に発見し、適切な治療につなげれば、正常な視力を獲得できるようになります。

現在、三郷町などで行われている健診は、各家庭で保護者が子どもに行う視力検査とアンケート方式の問診が中心になっていますが、子どもはまだ小さいので、自分の見え方をうまく説明できないこともあり、専門家から弱視が見逃されるとの指摘も出ています。

近年、小型の機器、スポットビジョンスクリーナー等が開発をされまして、数秒目に当てるだけで、遠視や乱視などの程度、斜視の有無が判定できるようになっています。昨年の6 月議会で、高田好子議員がこの機器を導入するようにと一般質問をされましたが、そのときの町の答弁は、1 台当たり約120 万から130 万円ぐらいする非常に高価な機器であって、導入している自治体もまだまだ少数で、既に導入している自治体の状況や医師の意見も交えながら検討していきたいという町の答弁でした。

この機器を導入している多くの自治体からは、弱視の発見率が大幅に向上するということが報告をされていますし、厚生労働省は、自治体が検査機器を購入し

た場合、費用の半額補助を来年度予算に盛り込むという方針ですので、ぜひとも国が半額補助するというこの機会に、三郷町でも機器を導入して、健診の充実を図るべきではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（高岡 進） 坂田子ども未来創造部長。

子ども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご質問の屈折検査機器の導入につきましては、昨年6月に開会されました一般質問で、高田議員より同様のご質問をいただきました。そのときの回答では、屈折検査機器の性能は優れておりますが、1台当たり約120万円と高額であり、全国的に導入している自治体は限られていることから、今後、医師の意見も含め検討しますと答弁をさせていただきました。

その後、本町において総合的に検討した結果、まず、医師の意見につきましては、屈折検査機器があれば、よりスクリーニングの精度が向上するため、弱視の疑いが発見しやすく、円滑に医療機関への受診へつなぐことができるのご意見をいただいております。

2点目に、近隣の動向につきましては、斑鳩町、平群町、安堵町、上牧町、河合町が屈折検査機器の導入に向け、令和4年度に予算化していると聞いており、県内でも導入する自治体が増加傾向にあると考えています。

また、国からの補助金等につきましては、議員ご指摘のとおり、令和4年度より屈折検査機器の購入費の2分の1が国から補助金として交付されることになりました。

以上のことを踏まえ、本町といたしましては、屈折検査機器を導入することにより、子どもの弱視の早期発見・早期治療に大きく寄与することから、令和4年度の当初予算に計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、2問目の危険な通学路の点検結果はということで質問をいたします。

昨年6月、千葉県八街市で児童5人が死傷した事故を受けて、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携して、通学路における合同点検が昨年の7月

から行われました。その結果、１０月末時点で約７万２，０００か所が危険箇所と確認をされました。警察庁によると、点検で判明したのは、登下校の時間帯に車の通行量が多い道路や、車両が頻繁に右左折して危険性の高い交差点などです。速度規制などの標識の新設や横断歩道の整備、歩行者と車の通行を完全に分ける歩車分離式信号の設置など、すぐに工事可能な箇所、約１，９００か所について、６億円の予算を確保しました。国交省も、全国の通学路約５，０００か所で歩道の設置や拡幅などを行うため、５００億円の補正予算を計上しました。２０２３年度末までに、路面を緑色に塗ってドライバーに注意を促すグリーンベルトや、ガードレールの整備などの対策を完了したいとしています。三郷町でも点検が行われたと思いますが、その点検結果と対策についてお答えください。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、神崎議員の２問目のご質問にお答えさせていただきます。

児童・生徒の通学路の安全対策につきましては、平成２４年に実施しました緊急合同点検以降、継続的な取り組みを推進してきたところではございますが、昨年６月に千葉県で、見通しのよい直線道路で下校中の児童の列にトラックが突入し、５名の児童が死傷するなど、通学路における痛ましい事故が後を絶ちません。

このことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の３省庁が通学路における合同点検等実施要領を作成し、それに基づき、本町では、昨年８月３０日に、学校、教育委員会、都市建設課、郡山土木事務所、西和警察署の同行の下、各小学校より点検要望があった１６か所の通学路安全点検を実施いたしました。

その結果、危険な箇所として、速度超過の自動車往来が多い交差点が５か所、幅員の狭い道路にもかかわらず速度超過の自動車の往来が多い道路が４か所、横断歩道や防護柵等の設置がない箇所が２か所、歩道上に駐車する車が多く児童の歩行の妨げになっている箇所、信号の切り替わりが早い交差点、幅員が狭く見通しの悪い交差点、道路が入り組んでおり街灯も少ないことから人目につかない箇所、倒壊のおそれや壁面剥離による落下物の危険がある建物がありました。

その対策として、西和警察署が、通学時間帯の信号切り替わり時間の調整、停止線、横断歩道の塗り直し、取り締りの強化、郡山土木事務所または都市建設課がそれぞれ管理する道路の減速マークの塗り直し、歩行者注意等の道路標示、グリーンベルト、横断指導線の新設、歩道の整備、街路灯の設置等を行うことにな

りました。

現在の進捗状況ですが、通学時間帯の信号切り替わり時間の調整、歩道の整備、横断指導線の新設、グリーンベルトの新設の計4か所につきましては、関係機関との調整が必要となる箇所や別の工事中のため未実施でございます。

また、倒壊のおそれや壁面剥離による落下物の危険がある建物につきましては、関係部署とも連携しながら、撤去に向けて所有者と継続して協議を進めてまいります。

今後とも通学路の安全対策については注視するとともに、両小学校をはじめ、関係機関とも連携しながら、児童・生徒の通学路の安全対策に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 点検された箇所が全部で16か所で、もういろいろ対策をほとんどやっていただいたようですけれども、未実施のところが4か所と、多分、文野マンションだと思うんですけれども、そういったところが、ちょっとなかなか難しいところもあって、まだのようですけれども、信号機の切り替わりとか、そういったこっちがやればできそうなことというのは、なるべく早くやっていただきたいなと思っています。

それと、現時点では危険ではないというところでも、高い建物が建ったりとか、そのために見通しが悪くなるとか、環境、状況がだんだんやっぱり変化をしていくと思いますので、こういった点検をこれからも定期的に行って、対策が必要になれば実施をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 神崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

今の16か所が適正であるとは思っておりません。また今後、危険な箇所が発生する可能性も大きいと思いますので、その都度、安全対策に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。

1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

2 番（久保安正）（登壇） 三郷町個人情報保護条例に顔認証データの収集原則禁止の

追加をということで質問をいたします。

三郷町個人情報保護条例は、思想、宗教、信条及び病歴などの要配慮個人情報の収集を禁止し、収集する際の本人同意、目的外利用及び外部提供するときの通知義務、オンライン結合の禁止など、住民のプライバシーや預かっている個人情報を守る規定を持っています。さらに、町が保有する個人情報について、訂正を求める権利、不当に収集・利用・提供された個人情報の消去を請求する権利、目的外利用の停止を求める権利など、先進的な内容も規定されております。

ところで、昨年、ＪＲ東日本が、首都圏の主要１１０駅などに顔認証機能つきカメラを設置し、刑務所からの出所者や仮出所者の一部を検知する新たなシステムを運用していたことが報道され、ＪＲ東日本は、社会的な合意が得られていないとして取りやめる措置を取りました。三郷町でも、スマートシティ構想の一つとして、ＡＩ顔認証技術による見守り支援システムを２０２４年度に社会実装する計画が現在進められております。現在、日本では、顔認証データを撮影・検知する際に、本人同意は不要とされ、収集した情報の使用方法を定めた決まりもありません。一方、欧州連合は、２０１８年に、一般データ保護規則で顔認証データの収集を原則禁止しています。情報の流通を重視するアメリカでも、一部の州や市で、法律などでデータ収集を禁止したり制限したりしています。人権尊重、人権の確立を重要施策にしている三郷町として、国に先駆けて、顔認証データを要配慮個人情報として収集を原則禁止する考えはありませんか。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、久保議員の１問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員のご質問にありますＡＩによる顔認証データにつきましては、民間事業者に向けた国の個人情報保護委員会が発出するガイドラインでは、個人を特定できる個人識別符号として、個人情報に当たるとされており、町がそのデータを収集・利用する際は、町の個人情報保護条例、以下、条例と言いますが、の適用を受けることとなります。条例では、個人情報の収集に当たり、いわゆるセンシティブ情報として個人の思想や病歴、犯罪歴、その他社会的差別の原因となるものの収集を原則禁止しておりますが、ガイドラインによると、顔認証データについては、個人情報ではあるものの、センシティブ情報には当たらないと解釈されており、本町といたしましても収集自体は違法なものではないと考えております。

そして、現在、本町が取り組んでおります未来技術社会実装事業、5Gを軸とした全世代全員活躍のまち「スマートシティSANGO」であります。今年度は、本町を含む8事業者で構成するコンソーシアムにおいて、総務省の委託事業である課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証を、奈良学園大学三郷キャンパスをフィールドに、自動運転車両に設置した高精細カメラで撮影した画像を5Gで伝送し、AIにより、顔認証・画像認識する実証実験を行っております。これにつきましては、先週、議員各位にもご視察いただいたところでございます。

これらの事業は、行政の恣意的な利用を目的とするものではなく、住民の皆様の安心・安全を確保する公益性があるものであり、今のところ、条例において収集を禁止することは考えておりません。しかしながら、条例にも規定されているとおり、収集に当たっては、その目的を明確にし、適正な手段で行う必要があるものと認識しております。

また、議員ご指摘のとおり、JR東日本の顔認証カメラの問題など、昨今、顔認証データの利用に当たっては、明確な基準がなく、社会的合意が得られない側面があることも事実であります。このことから、国の個人情報保護委員会においても、有識者会議を設け、顔認証データの利用について、現在よりもその運用を厳格にし、この夏をめどにそのルールの詳細を取りまとめる方針となっております。このことから、町といたしましても、国の動向を注視しつつ、ガイドラインにのっとり、目的を明確にし、適切な収集と利用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 三郷町の個人情報保護条例は、第6条、収集の制限、その第2項で、1、思想、宗教及び信条に関する個人情報、2、病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報、3、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある情報、この3項目を収集してはならない個人情報として規定しております。そして、第6条の第3項で、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない、ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではないとして、個人情報を収集できる場合の規定を設けております。その中には、1で、本人の同意があるとき、4で、人の生命、健康、生活又は財産を保護

するため、緊急かつやむを得ないと認められるときが規定されており、この場合は個人情報収集をすることができるとされています。

町は、今、部長からも説明がありましたけれども、社会実装しようとしている顔認証技術による見守り支援システムについての、これまでの私の人権侵害になるおそれがあるのではという質問に対して、本人の同意を得た上で行うので人権侵害にはならない、このように答弁をしてきたかと思います。先ほども申し上げましたけれども、人権に大変敏感な三郷町でございます。個人情報保護条例第6条第2項に収集してはならない個人情報として顔認証データを加えても、町の答弁から見ても何ら問題はなく、当たり前のことと私は思いますけれども、再度ご答弁を。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

久保議員おっしゃるとおり、条例の第6条の収集の制限の中では、要配慮個人情報というものを規定したものでありまして、それに顔認証データということで、要配慮情報ではないということで、先ほどの答弁でも言わせてもらいましたが、該当しないのではないかと考えているところです。ただ、おっしゃるように、当然、社会実装に向けて行っている件につきましては、見守りに関しましては、顔認証の型を撮る方に関しては、事前同意、登録を行って行うものですので、撮るんですが、顔認証データを撮るカメラというのは、その方だけを撮るのではなく、いろんな方を写すことになります。その方全ての同意を得るということは、実際のところ、まずできないことだと思います。顔認証自体が要配慮個人情報ではないというところの観点からいきますと、やはり条例の規定に設けるにはすぐわないのではないかと考えるところです。

そしてまた、実際、今現在、個人情報保護法が令和3年に改定されておりまして、これは、実際のところ、社会全体のデジタル化への対応というところが背景にあるんですが、各種団体、国であったり町、そしてまた民間といったところが、別々の法律で個人情報を運用しております。その中で、個人情報保護とデータ流通の関係が、支障が出るということで、一元化していこうというふうに令和3年に国のほうで個人情報保護法を改正しております。その一元化をするということで、民間部門、そしてまた国の部門で国の行政機関、そしてまた地方公共団体、

我々なんですが、それを統一したルールを設けていこうということで、実際のところ、令和４年４月１日から、国のほうの機関では、一つのある一定の決まったルールで個人情報保護法にのっとった規則を決めています。

そして、本町につきましても、令和５年４月１日から個人情報保護条例を統一したものに合わせていかなければなりません。ということで、令和４年度中には個人情報保護条例のほうも改定をやっていくことになりますので、実際のところ、独自規定というのをこの条例に設けるのはできない、困難であるというところもご理解いただければと思うところでございます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

２番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁がありまして、国の方針について、もろもろ説明いただきました。日本が個人情報の保護ということで大変遅れているということは部長もご認識されていると思います。私が先ほど一番最初に申し上げましたけども、ＥＵ、ヨーロッパでは、今、世界的に見て、このＥＵの一般データ保護規則、これは非常に進んでいるというふうに見られているわけですけども、ここは２０１８年に既に顔認証データの収集を原則禁止しています。今、世界ではその方向にみんな動いているわけですね。それで、政府も、その動きに幾らかでも合わせなければいけないということで、検討を今始めている。私は、先ほども言いましたけれども、三郷町は人権に大変敏感で、人権施策を町の大きな施策の柱として進めていると思います。したがって、国に先駆けて三郷町としてやったらいかがですかと、より世界の流れに沿ったものに三郷町として変える気はありませんかということの質問でございます。再度答弁。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。久保議員の再々質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

人権を強くということで、国に先駆けてというお話ですが、まず、国の動きでございます。国は、確かに今おっしゃるように進んでいるとは思っておりません。遅れているというふうに考えておりますので、個人情報保護委員会といたしましても、顔認証データにつきまして規制強化の方針を出されております。そして、現在、確かに言われるように同意は不要であると。そしてまた、利用目的の公表義務程度というのが今の日本の現状であるのは事実でございます。そういったことを背景に、有識者会議を設けまして、この夏までに詳細なルールをまとめると

しております。そして、取得したデータの保存期間を明示するであったり、また、データの廃棄方法の公表、そして、取得目的をより分かりやすくするといったようなことでございます。

ただ、本人同意を一律義務化いたしますと、防犯目的のカメラ利用が困難になるということで、その辺りは慎重に検討が必要であるのではないかとといったことを国のほうでも考えているところでございます。そういった国の方針にしっかりとのっとりつつ、今後進めてまいりたいと思っております。

そしてまた、あくまで今現在進めようとしているのは、住民の方々の安心・安全を守るといったことを第一義としておりますので、その辺りをご理解いただければと思うところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。2 番、久保安正議員。

2 番（久保安正）（登壇） 一言だけ。住民の安心・安全ということで、今、部長から答弁がありましたけども、防犯カメラはイコール監視カメラです。その点だけ申し上げます。

舗装維持管理指数 3.0 以下の町道舗装補修工事の早期実施をということで質問させていただきます。

2018 年 10 月に、町道の舗装維持管理指数評価がまとめられました。それによりますと、修繕が早急に必要とされる指数 3.0 以下の町道は、全長 102.11 キロメートル中の 8.57 キロメートル、率で 8.4%、修繕が必要が 18.58 キロメートル、修繕が望ましいが 23.08 キロメートル、修繕は不要が 51.871 キロメートルとなっています。

町の舗装補修費は、指数評価がまとめられた 2018 年以降、2019 年度決算額で 7,486 万 2,000 円、2020 年度決算額で 6,788 万 5,000 円、2021 年度は予算で 7,000 万円と、それ以前よりは約 2 倍の金額となっています。現在、修繕が早急に必要とされる 8.57 キロメートルのうち、補修が済んだのは何キロメートルですか。また、8.57 キロメートルが全て終了するのはいつぐらいになる見込みですか。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。久保議員の 2 問目のご質問にお

答えいたします。

道路は、私たちの社会生活において最も基本的な社会資本の一つであり、その道路を構成する舗装の果たす役割は、沿道の環境に配慮しつつ安全で円滑な交通を確保することにあります。

現在、本町が管理する道路の総延長は、およそ１０２キロメートルとなっております。本町の道路は、昭和３０年から５０年代頃、いわゆる高度成長期に開発された住宅団地内の生活道路が多いという特徴があります。これらの開発道路は、築造されてからこれまでに一度も舗装の補修を行っていないという路線も少なくありません。このことから、平成３０年度に全町道の路面性状調査を実施し、舗装の具体的な修繕スケジュールを盛り込んだ個別施設計画を策定いたしました。路面性状調査により、ひび割れ率、わだち掘れ量、平たん性を測定し、これらの測定値からＭＣＩと呼ばれる維持管理指数を算出し、路面の性能評価を行っております。

ご質問の舗装維持管理指数は、このＭＣＩという指数を基に評価したものであり、早期に修繕が必要と判断されるＭＣＩが３．０以下の路線が、平成３０年の調査時点で全体の８．４％、延長はおよそ８．５７キロメートルでございました。

この結果を基に、修繕の優先度が高いＭＣＩ３．０以下の路線を中心に舗装工事を毎年着実に実施し、令和３年度末時点での進捗状況は、ＭＣＩ３．０以下の路線延長８．５７キロメートルのうち６．１１キロメートルについて補修を完了しており、残り２．４６キロメートルについては、今の予算ペースでいきますと２年間で完了することになります。

今後も、ＳＤＧｓの「住み続けられるまちづくりを」のゴールに向け、引き続き、道路利用者及び沿道住民の安全性、快適性の向上のため、道路インフラの適切な管理に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

２番（久保安正）（登壇） 部長から答弁いただきました。今年度末、令和３年度末で８．５７キロのうち６．１１キロメートルが完了すると。あと２年、令和４年、令和５年で２．４６キロが終わる計画ですという答弁がありました。舗装補修工事費は、来年度、２０２２年度決算でも７，０００万円が計上されております。ですから、先ほども言いましたけれども、６，０００万、７，０００万ぐらいの

予算を舗装費で計上していただければ、早いペースではありませんけども、そこそこのペースで改修できるんじゃないかと思います。ぜひ予算の確保を今後ともよろしくお願いします。

それと、当然ですけれども、毎年毎年、早急に舗装が必要だというふうになっているところというのは、年が経過していくと、当然また次の分が悪くなってくるということでございますので、平成30年に調査が行われたわけですが、この調査を計画的に実施して、予算のほうも確保して、良好な町道管理に引き続き努めていただきたいと思いますけれども、再度ご答弁をお願いします。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 久保議員の再質問にお答えいたします。

路面性状調査につきましては、先ほどもお答えいたしました、平成30年度に実施しておりまして、当然、その時点から舗装状態が悪くなる箇所も出てまいりますので、5年ピッチ程度でやはり調査する必要があると思っております。舗装の修繕につきましては、その調査結果をエビデンスとして、MC I 3.0以下と判定された箇所を地域ごとにピックアップして、地域に偏りが出ないように、計画立てて実施するようにしております。このMC I 3.0以下の修繕は、次の調査結果が出るまでには完了できるよう、今後も予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。

2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、3番、南真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 民法改正後の成人式について一般質問させていただきます。

民法改正により、本年、2022年4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられます。来年以降、成人式の対象も18歳まで引き下げるのか、20歳のままなのか、判断は自治体に委ねられています。三郷町は今後も20歳のままだと判断されていますが、こういった考えの下、その判断をされたのかをぜひお聞かせください。よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、南議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成28年6月より選挙年齢が18歳に引き下げられたことや、国際的にも成年年齢は18歳が主流であることなどから、約140年ぶりに成年の定義が見直され、本年4月1日より民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。

成人式の開催時期や在り方につきましては、法律上の定めはなく、各自治体の判断に委ねられており、これまで本町では、1月の第2月曜日の成人の日の前日に、開催年度内に二十歳を迎えられる方を対象に成人式を実施してまいりました。

今回の法改正を踏まえ、今後の成人式の取扱いについてを令和元年11月の教育委員会定例会におきまして議論いたしました。その中で、18歳を対象とした場合は、その多くが高校生で、受験や就職準備などの進路選択の大切な時期と重なり、本人や家族の負担が大きくなるため、参加者が減ることが見込まれるのではないかと。一方、現行の二十歳を対象とした場合は、進学や就職等により一定の社会経験を積んだ年齢となり、落ち着いて参加ができ、参加者も減少しないであろうという意見が出されました。

以上の理由により、成年年齢が二十歳から18歳に引き下げられたあとの令和5年以降につきましても、本町では現行どおり、当該年度内に二十歳を迎えられる方を対象として式典を実施することになりました。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 令和元年に話し合われたということで、今、伺いました。

そもそも成人の日というのは、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます日として法律で定められています。周りの大人たちに見守られてきた子ども時代を終え、新成人たちが社会的な責任を持ち、大人の社会への仲間入りをすることを自覚する、また、社会が新成人を祝福し、成人として扱うことを確認する節目として行うのが成人式だと思います。

なので、来年から民法に合わせて成人式の対象を18歳に引き下げる自治体があります。北海道の別海町や、あと、三重県の伊賀市などで、まだ検討中のところもかなり自治体的に多いそうです。賛否は本当にいろいろあるようなんですが、例えば、三重県伊賀市の考え方をちょっとご紹介させていただきます。

現在の民法では成年年齢を20歳としているので、20歳で成人式を行いましたが、本年、令和4年4月1日に民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられ

ることに伴い、成人式の対象も18歳に変更することです。実施の仕方については、来年、2023年の成人式だけは、1月8日が20歳の成人式、3月19日に19歳の成人式、そして、5月4日に18歳の成人式と、3年齢の成人式が行われるそうです。そして、再来年、2024年からは、引き続き5月4日に18歳のみの成人式を行っていくそうです。この5月4日とした理由については、民法改正による成年年齢の引き下げに伴い、対象者の年齢が18歳になる年度の1月に行おうとすると、多くの人は、先ほどおっしゃったように、受験や就職活動などの準備があり、参加が難しくなるということが考えられます。そのため、皆さんが参加しやすいよう、対象者の年齢が18歳になった翌年度のゴールデンウィークの5月4日に開催しますということです。

こうした民法に合わせた成人式を成人式としてこのまま行う伊賀市などの考え方については、三郷町としてはどのように思われるでしょうか、お聞かせください。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、南議員の再質問に答えさせていただきます。

確かに伊賀市とかは3学年一緒にやるという考えを持っていると聞きました。ただ、やはりそのことが、18歳の方やその保護者が7,500人以上の署名をして、二十歳に戻してくれというようなこともありました。それを嘆願書として市議会に提出して諮ったところ、21人中20人が二十歳でいいというような結果も出ています。だから、やはり全体的、世間的には、成人年齢が18歳になるうが、二十歳でやるのが一番いいんじゃないかというふうに私は思いますし、教育委員さんもそう思われたので、こういう結果になったことをご理解いただきたいなと思います。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） ちょっと今の質問の趣旨に答えていただけていないと思い、もう一度再々質問させていただきますが、こういった考え方はどう思うかということで、確かに20歳から18歳に引き下げられたら、住民的にはいろいろ思う方はたくさんいらっしゃると思うんです。ただ、もちろん私も20歳でやっていくことに全く反対しているわけではありません。三郷町として20歳で式典をこのまま行うということでやっていくのであれば、例えば、20歳とは何やとい

うこととか、20歳はこういう節目ですという何か位置づけみたいなのがあったら、ぜひ分かりやすく説明していただきたいと思うのですが、ぜひその辺のところを、住民がどうかではなくて。ぜひ私の今言った質問に対して答えていただけますでしょうか。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、南議員の再質問にお答えさせていただきます。

位置づけと言われましても答えようがないので、私はこれ以上のことを言うことはできません。すいません。

議長（高岡 進） 3番、南真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、5番、先山哲子議員。

5番（先山哲子）（登壇） それでは、議長のお許しを得まして私の質問をさせていただきます。

高齢者への水痘ワクチン、皆さんご存知のヘルペス、带状疱疹のことです。そのワクチン接種の助成をとということで質問させていただきます。

新型コロナワクチン3回目の接種が三郷町でも今現在実施中でございます。世界中に蔓延拡大したコロナ禍は、長期にわたり、我が国でも第6波で苦慮しており、また新たな変異株も出ております。一向に収束ならず、次は第7波と言われております。

昨年のワクチン接種後の副反応として、皆さんご存知の接種部の腫れとか痛み、熱感、頭痛、発熱、下痢等、数日で自然に収まるものがほとんどでございますが、関西のある大学の大学院の教授は、皮膚にも副反応が起こったとおっしゃっています。蕁麻疹とか、今申しました带状疱疹、ヘルペス、それが発症した方がものすごく多かったと発表しております。

ご存知のように、带状疱疹は神経にウイルスが取りつきますので、例えば、带状疱疹というのは、帯（おび）状に右か左かどちらかの神経をやられますので、腹部とか胸に出る場合は、右半分、左半分、どちらかに出ますので、帯（おび）状に出ますので带状疱疹と言うわけですね。また、带状疱疹は、免疫低下、疲労、ストレスなどでも発症します。皆さん、菌はいつも持っております。中に潜伏しております。特に高齢者、糖尿病、がん治療中の方は発症しやすく、また、重症化のリスクが高いと言われております。50歳以上で発症すると、2割の方が重症化し、

3 か月以上も痛み、苦しむ方も結構おられます。背中とか腹部とか体の表に発疹した場合は、気づくことが早いので、早期発見・早期治療ということで割合軽症で済む方もおられますが、それでも重症化する方も多いようです。高齢になると、特に重症化しやすい方が多いということですね。体の中、頭の中、頭部とか顔面とか耳の中に出る場合は発見が遅れますので、その分、ものすごく重症化することが多いわけです。

また、このコロナのワクチン発生前、ずっと以前から帯状疱疹は皆さんかかっていることはご存知と思いますが、私の知り合いの中でも数人の方は、いまだに、中に出て発症した場合、少しずつはよくなったけれども、どうしても後遺症として耳鳴りが残る、よだれが出る、視力が落ちた、難聴になった、いろいろな障がいがあるまま、片目がまばたきしにくいとか、そういう方も結構おられました。先ほど申しましたように、一般の方は治っても体内にウイルスが潜伏しますので、先ほど言った原因で、体力低下とか免疫力低下、そういったときにまた発症いたします。

今回、私が質問したのは、水痘ワクチン、いわゆる水ぼうそうですね。そのワクチンをすることで、量は子どもと同じですので、副反応はほとんどありません。それをすることで発症しにくい、重症化しにくい、後遺症も残りにくいという、こういう利点がございます。厚労省のほうは、50歳過ぎたらヘルペスのワクチンを接種しましょうと、もう昔から強く推奨してうたっておりますが、しかし、声だけで、助成はする気はないようです。

そこで、自治体によっては助成を出しているところもばらばらとあります。高齢者の水痘ワクチン、接種費用の助成は考えられませんかでしょうか。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、先山議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、3回目の新型コロナワクチン接種につきましては、本町では、2月5日から接種を開始したところであり、事故等もなく順調に進んでおり、希望される高齢者の方への接種は3月末で終了する見込みでございます。

議員がおっしゃいますワクチン接種後の副反応に関する報告につきましては、さまざまな症状の報告がされておりますが、副反応に関しましては、厚生労働省の審議会では専門家により審議されているところであります。

さて、高齢者に水痘ワクチン助成をというご質問でございますが、带状疱疹は多くの人が子どものときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こり、水ぼうそうが治ったあとも、ウイルスは体内に潜伏していて、過労やストレスなどで免疫が低下すると、ウイルスが再び活性化して带状疱疹を発症するため、重症化を防ぐことを目的に水痘ワクチンの接種をすることは有効とされております。

また、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症すると言われており、带状疱疹の予防に対して、平成28年に带状疱疹ワクチンが50歳以上を適用年齢として承認され、任意接種で現在使用されております。

ワクチンを接種することで防ぐことが可能な病気に関しましては、病気を予防し、全体の健康レベルを高める観点から有効なワクチンを接種するべきだと考えておりますが、しかしながら、带状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づく国が接種を勧奨している定期接種とは異なる任意接種であり、一定の効果はあるものの、接種後にさまざまな副反応が出る場合もあるとされております。

定期接種とは、予防接種の実施によって、感染のおそれがある病気の発生や蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する目的で、予防接種法に基づき行う予防接種であります。

現在、国の専門家委員会において、定期接種についての検討が進められておりますので、国の動向や他市町村の状況、また副反応や安全性などを見極めながら、助成を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

5 番（先山哲子）（登壇） 先ほども申しましたように、50歳以上の方がこのヘルペスになる確率がものすごく高いんですね。さらに高齢になってかかるから、いろいろと後遺症も苦しむ方が多いということなんですけれども、高齢になると、やっぱり糖尿病とか、がん治療中とか、いろんな病気を持っていっちゃう方もいらっしゃいます。そういう方は特に体力、免疫力が落ちていきますので、合併症も起こりやすい。その合併症によって20%の死亡率となっております。

この間、昨年ですか、2回目のコロナワクチン接種後に、何ともない方もいらっしゃるようにですけど、先ほど言いましたいろんな副反応ですか、微熱が出た

とか、たくさんの方、すぐ収まるわけなんですけれども、私はそのあとに全身に蕁麻疹が出ました。県に問い合わせしましたら、もらったパンフレットにはそういうことは書いていないんですね。皆さんご存知の副反応のことしか。ほんで、悪い病気でもなったのかなと思って、その前にリンパ腺が腫れたんですよ、接種してすぐ数日後に。それも頂いたパンフレットには書いていけませんので、県のほうの機関のところに電話して聞きましたら、それも副反応かどうか分からないと言うんですよ。そやから、そない副反応じゃないんやったら、悪い病気でリンパ腺が腫れているのかもしれないかもしれません。接種した下、腕のリンパ腺だけが腫れまして、病院に行きました。病院のほうでも、副反応かなってクエスチョンということで、まあまあ様子を見ましょうということで、2週間から3週間様子を見て、おかしかったら精密検査しますということで、やっとその頃から徐々にすーっとリンパの腫れが引きまして、そしたら、結局リンパ腺も腫れるって今では医師が言っていますわ。

そのリンパ腺が腫れて治ったあとに、すぐ全身に蕁麻疹が出ました。9月議会のときも私は苦しんでいたんですけど、もう顔は必死で我慢していましたので、ここから下にいっぱい出て、病院にずっと通っていました。きつい薬も飲まされて。もう何か血とか汁が出るぐらいかきむしっているんですよ、寝ている間に。今も痕が残っています。残念ながらお見せはできませんが。それで、蕁麻疹が出たので、それも副反応かなと思ったら、やっぱり副反応でした。それが最近、近大の大学院の教授が発表されております。ワクチンの副反応として皮膚に出ることも多い。蕁麻疹、それから带状疱疹もよく出ると出ておりました。

私が申しました带状疱疹ワクチン、特に高齢者はかかりやすく、かかると重症化しやすい、死亡率も高いことで、ぜひ助成をとお願いしたんですが、私、5、6年前にもこの質問、コロナじゃないときに、带状疱疹の方で苦しんでいる方が、先ほど言いましたね、後遺症で耳鳴りがするとか、いろいろよだれが出るとか、そういう方を見てきましたので、ぜひワクチンの助成をしてもらえないかということでしたら、却下されました。ここへ来て、コロナのワクチンによってまた带状疱疹が増えているということで、再度質問させていただいたわけですね。

ワクチンは2種類あるんです。生ワクチンの注射ですね。生ワクチンの注射は皮膚に注射します。これは大体、病院によって違いますが、1本だけで終わりますね。7,000円から8,000円、それから1万円、大体それぐらいです。

1回だけで効能が5年間持続します。もう一つのほうはシングリックスといいまして、これは不活化のワクチンです。ちょっとワクチンの種類が違うんですね。これは筋肉注射、筋中にします。これは2回します。1回が2万円します。それ以上のところもあります。調べましたら、全国の自治体で、少ないんですけども、半額助成しているところもありました。それで、私は、できたら、4万円のほうは予防効果も90%以上、9年以上効果が持続するというんですよ。やっぱり高いだけに。でも、これは町にはやっぱり財政上無理は言いません。せめて小1万、8,000円から1万円の分で半額補助していただけないかということを今回質問したいんです。

それで、かかると高齢者は、ほら、先ほど言いましたように、後遺症で苦しむ、合併症で亡くなる方も20%。このワクチンをすることで医療費の節減にもなります。また、国保財源の観点からもぜひ助成をしていただきたいと質問いたしました。先ほど部長は前向きにとおっしゃいましたが、どのくらい前向きなのか。いや、まあまあ検討しようかという程度なのか、ぜひという強い前向きなのか、もしよかったら町長の見解もお聞きしたいんです。町長は県内でも高い意識をお持ちで、先を見据えた取り組み、先ほど初めにもいろいろとおっしゃいましたね。そういった前向きにいろいろなことを取り組んで尽力されておられますことは大変評価しております。よその町よりも何でも一歩進んでいると思っているんですよ。ぜひ前向きにこれも検討してほしいと思ひまして、町長の見解をお聞きして質問を終わらせていただきます。町長、よろしくお願いします。

議長（高岡 進） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 先山議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まずもって、辰巳部長の答弁から前向きにという言葉はなかったと私は理解しておりますので、その辺のところ、よろしくお願いいたします。

そして、先山議員がワクチンの接種をされて、いろんな副反応という形で出たということもお聞きしましたし、帯状疱疹ですか、そちらに2種類あるというのもいろいろ教えていただいて勉強になりました。しかしながら、予防接種には定期接種と任意接種の二通りがあると先ほど辰巳部長も言いました。それで、厚労省が50を過ぎればワクチン接種をしましょうと推奨しているものの、これは自治体が積極的に勧奨するものではないと私は考えております。なぜか。まずは安全であるかどうかが問題であります。そして、ワクチンには、やはりどれもこれ

もメリット、ベネフィットともいうんですが、メリットとデメリットがあるわけ
でございます。メリットだけを捉まえれば非常にいいかなと思いますけれども、
その返しでデメリットはたくさんある。先ほども先山議員がおっしゃったように、
かなりたくさんの発疹が出たということをお聞きしましたし、私は、１回目、２
回目、３回目ももう打ちましたけれども、全くと言っていいほど何の症状も出ま
せませんでした。３回目を打ったあとはおなかが空いたということでありましたけれ
ども、それは、四六時中おなかが空いておりますので、それは問題外でございま
す。

ということで、ワクチンにはメリット、デメリットが絶対にあるということで
ございます。そして、予防接種に対して助成を行うことは慎重に対応していかな
ければならないと考えております。また国において安全性の確保が示された時点
において助成制度を検討していきたいと、こういうふうに思いますので、どうぞ
ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（高岡 進） ５番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開、２時５０分。

休 憩 午後 ２時２９分

再 開 午後 ２時４７分

議長（高岡 進） 休憩を解き、再開します。

それでは、９番、木口屋修三議員。

９番（木口屋修三）（登壇） 議長のお許しをいただきましたので、災害時に使用可能
なマンホールトイレの整備についての質問をさせていただきます。

マンホールトイレといいますのは、災害時に、下水道管路にあるマンホール上
に簡易なトイレ設備を設け、使用するものでございます。災害用トイレ、災害ト
イレ、防災トイレなどと呼ばれる場合もございます。最近、トンガで火山の大噴
火、日向灘の震度５の地震が発生し、各地においても火山の噴火や地震の報道が
頻繁にされております。いつ大震災が起こるか分からないとも言われております。

大震災などで甚大な被害を受けた被災地においては、食料や水の確保をするこ
とは大事でございます。しかし、災害時には、停電、断水、給排水管や汚水処理
施設の破損などで、さまざまな要因で水洗トイレが使用できなくなります。人は
食べれば必ず排せつを伴います。有事に向けて、簡易トイレ等を個人宅や避難所

で備蓄することを促す自治体は多いですけども、自宅の建物が大きく被害を受けた場合には、避難所での生活を長期間余儀なくされることが多くあります。災害時のトイレの確保は、命を守ることであり、尊厳を守ることであると、これはNPO法人の日本トイレ研究所の代表理事も言っております。

そこで、トイレをどうするかということが重要な問題になってまいります。被災された多くの避難者が共同生活を行うために、大量の大きなトイレの確保や管理の仕方が課題となります。東日本大震災では、避難所のトイレが劣悪な状態になり、感染症が蔓延し、汚水があふれ、衛生環境が悪化しました。トイレに行くのが嫌で、水分や食事を取るのを控え、その結果、体力の低下、脱水症状やエコノミークラス症候群を発症してしまうケースなど、震災で災害時のトイレが問題として浮かび上がることになりました。

そこでお聞きをしたいのが、地域防災計画では、設備の充実による避難施設としての機能強化として簡易トイレが記載されておりますけども、大量の大きな災害用トイレはどのように計画されているのでしょうか。また、必要とされるトイレの数を推計しているのであれば教えていただきたいのと、現在のマンホールトイレ設置状況をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、木口屋議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、ひとたび災害が発生し、水洗トイレが機能しなくなると、排せつ物の処理が滞り、細菌による感染症や害虫の発生を引き起こすことになります。また、避難所等におきましては、トイレの不衛生が原因で不快な思いをする被災者が増え、その上、トイレの使用をためらうことから、排せつを我慢し、水分や食品摂取を控えることにつながり、多くの健康障がいを引き起こすおそれがあると言われております。

また、大災害を経験された方々のアンケート結果でも、一番困ったこととして挙げられるのはトイレであり、重要な課題であると認識しているところでございます。

本町におきましては、地域防災計画において、設備の充実による避難施設としての機能強化として簡易トイレの整備を挙げております。現在、1万回分以上の簡易トイレを備蓄しております。また、住民の方々には、ハザードマップにおい

て、備蓄品の準備として簡易トイレを常備していただきますよう啓発しているところでございます。

議員ご質問のマンホールトイレにつきましては、同計画のライフライン施設の災害予防計画におきまして、「避難所等へのマンホールトイレの整備に努める」と明記しており、現在、公共下水道接続型のマンホールトイレ14か所、三郷中学校に6か所、三郷中央公園に8か所、くみ取り型のマンホールトイレを14か所、三郷中学校に4か所、東信貴ヶ丘自治会館横に4か所、三室台の公園に6か所の合計28か所のマンホールトイレを整備しております。その中でも、三郷中学校のマンホールトイレにつきましては、公共下水道接続型では、一番問題となる断水時に、屋上のプールの水で排水することができるものとなっております。また、くみ取り式では、体育館の基礎部分に貯留することから、大容量の貯留が可能となっております。

また、災害時に必要となるトイレの数の推計につきましては、これまでの事例から、避難者50人当たり1基必要と言われており、避難想定人口6,605人で換算すると、約130基、必要になると考えております。

大災害が発生し、仮設トイレが到着するまでの間は、簡易トイレとマンホールトイレでの対応を余儀なくされることから、今後におきましても、簡易トイレの備蓄を充実させ、また、指定避難所の施設改修にあわせ、マンホールトイレの整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。

このように、災害時におけるトイレの問題は、多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらすだけでなく、同時に不快な思いをする被災者を増やすことになり、人としての尊厳が傷つけられることにもつながります。それらのことから、平時より関係部署が連携し、施設の整備、物資の備蓄等について、今まで以上に強い問題意識を持って対応し、さらなる災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

9番（木口屋修三）（登壇） 仮設トイレは、広域での大災害などは、需要が多くなり、不足する場合が多々あると思います。容量の大きな災害用トイレをぜひ設置しておくべきであると考えております。多発する自然災害を受けまして、国の関係各省も災害用トイレの整備を積極的に推し進めております。事業で交付金を活用で

きる災害用トイレ設備に有効な手段でもあると思いますので、ぜひ検討を前向きにお願いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。木口屋議員の再質問にお答えさせていただきます。

大災害時には、トイレの問題というのは非常に重要であると捉えております。まずは指定避難所のほうが優先的になるかと思いますが、中学校の建設時にも活用させていただきました都市防災関連の国庫補助金であったり、また、緊急防災・減災事業債といった起債事業などの活用も視野に入れまして積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、あわせまして、段ボールトイレであったり、また、簡易トイレといったところに関しましても充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 9番、木口屋修三議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

惣持寺地区における調整池上部の活用についてお尋ねをいたします。

惣持寺地区周辺は、古くから毎年のように台風などの大雨によって内水による浸水被害に悩まされてきました。そして、近年では、皆さん記憶に新しいかと思いますが、平成29年の10月22日、台風21号によって大雨災害が発生し、三郷町は各地で甚大な浸水被害を受けました。これにより、大和川流域で大規模な内水被害が発生したことから、喫緊の課題である内水被害の解消に向け、大和川流域内における内水被害地区で、必要な貯留施設等を整備していく奈良県平成緊急内水対策事業を流域市町村と連携して進めておりますが、惣持寺地区をはじめ、新惣持寺地区、明治団地周辺の住民の方も含めまして、以前から防災調整池の設置を求める嘆願書が出ており、当時から森町長にお話を聞いていただいております。やはり人の命に関わることなので、前向きに検討していくということを約束していただきました。

そして、この嘆願書は、出してから数年たちましたが、この間、実は水面下で動いていただいておりますが、国や県、国交省などに何度も足を運んでいただき、

森町長はじめ、担当部署の職員さんには本当にご苦勞をおかけしております。この場をお借りして感謝申し上げます。

そして、そんな中、昨年の9月議会で一般質問をさせていただきましたが、森町長は、4期目を目指し、今年5月の町長選挙に立候補する意思を表明されました。そして、主な施策として、官民連携による6大事業を掲げられたその中の一つとして、惣持寺地区における内水対策である調整池を整備するとともに、その上部を有効に活用したまちづくりを行うということを挙げられました。

浸水被害の解消に向けて、調整池の早期実現を目指し、雨水管、そして第二樋門の整備も含めまして取り組んでいただいておりますさなかではありますが、この調整池は、計画貯水量が1万6,500立米、最大貯水深が6メートルで、調整池の詳細設計が今月、3月末までに出来上がると聞いております。また、調整池上部の利用面積が約5,000平米で、この調整池の上部を活用するというところでいろいろと考えておられると思いますので、お聞きをしたいのですが、近年、国や各都道府県においても、調整池の多目的利用を推進し、利用指針や基準などが示される中で、全国的にも調整池を有効利用する動きが見られています。具体例を挙げますと、調整池上部に公園、スポーツ施設としての利用や、中には集合住宅等を建築した例もあるなど、調整池上部の有効活用を図っています。

そこでお伺いをさせていただきます。調整池上部を活用したまちづくりとは具体的にどのようなことをお考えか、お聞かせください。よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。辰己議員のご質問にお答えいたします。

三郷町勢野東5丁目・6丁目地内にある惣持寺地区は、これまでに度々浸水被害に見舞われてきました。それは、隣接する大和川の水位が上昇することに伴い、行き場を失った内水が氾濫することが原因であります。

近年では、ほぼ毎年のように日本のどこかで激甚災害が発生しておりますが、本町でも、平成29年の台風21号豪雨により、勢野東5丁目・6丁目地区において、床上11戸、床下14戸の浸水被害が発生したことは記憶に新しいところでございます。

惣持寺地区は、JR王寺駅から徒歩10分ほどの好立地にありながら、これま

で、浸水常襲地域であることが原因となり、なかなか宅地開発等の事業が進んできませんでした。今回、浸水常襲地域を解消するための対策として、町が地下式で容量1万6,500立米の調整池を整備し、あわせて民間事業者が宅地開発を実施することで、ようやく地域の発展に資する事業化が見通せるようになりました。調整池については、既に測量調査、予備設計が完了し、今年度末に詳細設計が完了いたしますので、来年度より工事が着手できる見込みとなっております。

さて、ご質問にあります調整池の上部利用でございますが、この場所の立地条件や周辺環境等を考慮し、グリーンインフラを活用した整備ができないか検討しております。グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境、緑、水、土、生物等が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組みのことをいいます。具体的な土地利用の検討は、令和4年度にグリーンインフラ活用検討業務を実施する中で、議員より例に挙げていただいた公園やスポーツ施設等も含め、さまざまな視点から最適な整備計画を立案できればと考えております。

災害に強いレジリエンスなまちづくりを目指すとともに、カーボンニュートラルやSDGsの理念に沿った、環境に優しい整備計画にしていきたいと思いますので、何とぞご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま水口部長から答弁をいただきましたが、予算の概要にも載っておりますグリーンインフラの導入を検討されるということで、先ほど私が事例として出しました調整池上部の公園やスポーツ施設などを今のところ考えておられるということですが、要は、そのグリーンインフラを活用した上部活用も含めて災害に強いまちづくりを進めていくことだと思うんですけども、私からもちょっと、グリーンインフラというのはどういうことかという、これは国交省が中心になって推進をされておられると思うんですけど、環境省も関係はあるのかなとは思いますが、防災・減災も含めて多くの社会的課題を解決する可能性を秘めておりますが、また、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用し、これは先ほどと重複するかも分からないですけども、持続可能で魅力あるまちづくりを進める取り組みのこと

でして、アメリカをはじめ、ヨーロッパ、アジアなど、世界各地でこのグリーンインフラが進められておりまして、SDGsの目標達成に貢献するものと期待もされておるところであります。この三郷町では初の取り組みということで、非常に意義のあることだと思っております。

今後、こういったものが整備されていくのか、楽しみにして待ちたいと思うんですけども、ここでちょっと質問させていただきますけど、今の分かる範囲でいいんですけども、大体この上部活用はどういったものが整備されるのかというのは、詳細が大体いつぐらいに分かるか、ちょっと教えていただきたいのと、この調整池は地下式ということで、上を蓋をして5,000平米の土地を利活用されるということなんですけども、例えば、もう少し詳しく教えていただきたいのは、今現状、堤防の高さがあると思うんですけども、その堤防の高さと同じ高さにして、フラットにして活用されるのか、そういうところもちょっと教えてほしいのと、あと、これはグリーンインフラの活用の一環でもあるんですけども、例えば、公園にしる、駐車場にしる、整備されるときに、雨が降ったときに、その雨の水が地下に染み込むように、雨水浸透貯留槽にされているグリーンインフラの取り組みのところもあるんですけども、そういうことも考えておられるのか、今現在分かる範囲でいいので教えていただけたらと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 辰己議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、グリーンインフラの活用業務を来年度、発注する予定としているんですが、いつぐらいに活用の内容が分かるかということですが、ちょっといつというのは、なかなかこれからなので明言はしにくいところなんですけど、来年度中には必ずお示しできたらと思っております。

それから、雨の水を浸透式にするかというご質問もあったかと思うんですが、開発地の区画内道路も含めまして、雨水浸透式にするかどうかというのは、ちょっとこれからの検討になってくるのかなと思っております。

もう一つ、地下式の調整池を造るに当たって、今のところの計画では、堤防の高さと同じぐらいの位置になると計画しておりまして、それに合わせまして開発される宅地の地盤も同じ高さになると思いますので、調整池の上面というのはかなり利用のしやすい空間になってくるのかなと思います。利用の詳細はこれから

となるんですけども、やはり先ほどから申し上げておりますグリーンインフラの活用をはじめまして、好立地という条件も整っていますので、地域の方のみならず、町民の皆様にとってもよりよい空間となるよう、それからまた、SDGsの理念に基づいて防災と環境がうまく両立できるような施設となるように、これから検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） 失礼します。それでは、再々質問をさせていただきます。

今、詳細が分かるのは来年度中ということで、これ以上聞くのはやめておきます。ただ、今現状を言うと、先月から、勢野東5丁目の調整池を建てるところの周辺は、今、試掘調査をずっとしてもらっていたと思うんですけども、大体それが7か所か8か所やってもらっていたと思うんですけど、今のところ大したものが出ていないというのは聞いているんですけども、ただ一つだけ住居跡っぽいのが出てきたというのも聞いておるので、これが本調査になるのかなと思っておるんですけども、ただ、近所の方は、試掘調査が始まった時点で、ああ、もう前に向いて進むのや、これから僕ら、私らはもう安心して暮らしていけんのやということもおっしゃっていたので、引き続き早期実現を目指してお願いしたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高岡 進） 10番、辰己圭一議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく願います。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

散 会

午後 3時14分